

有価証券報告書

第146期（自 平成20年4月1日）
（至 平成21年3月31日）

株式会社 関西アーバン銀行

E 0 3 6 5 6

第146期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 関西アーバン銀行

目 次

	頁
第146期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	7
5 【従業員の状況】	8
第2 【事業の状況】	9
1 【業績等の概要】	9
2 【生産、受注及び販売の状況】	40
3 【対処すべき課題】	40
4 【事業等のリスク】	43
5 【経営上の重要な契約等】	49
6 【研究開発活動】	51
7 【財政状態及び経営成績の分析】	51
第3 【設備の状況】	53
1 【設備投資等の概要】	53
2 【主要な設備の状況】	53
3 【設備の新設、除却等の計画】	56
第4 【提出会社の状況】	57
1 【株式等の状況】	57
2 【自己株式の取得等の状況】	82
3 【配当政策】	83
4 【株価の推移】	83
5 【役員の状況】	84
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	87
第5 【経理の状況】	93
1 【連結財務諸表等】	94
2 【財務諸表等】	150
第6 【提出会社の株式事務の概要】	177
第7 【提出会社の参考情報】	178
1 【提出会社の親会社等の情報】	178
2 【その他の参考情報】	178
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	182
監査報告書	
内部統制報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月29日

【事業年度】 第146期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 頭取 北 幸 二

【本店の所在の場所】 大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 総務部長 奥 村 淳 二

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5203-2001

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 今 村 哲 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)
株式会社関西アーバン銀行東京支店
(東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社関西アーバン銀行奈良支店
(奈良市中筋町1番地の4)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
		(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)	(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
連結経常収益	百万円	71,295	81,443	99,990	112,619	108,796
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	10,108	13,779	23,039	18,866	△37,898
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	6,680	6,718	10,552	13,055	△24,963
連結純資産額	百万円	72,647	87,911	109,858	114,903	117,217
連結総資産額	百万円	2,445,232	2,640,245	3,064,682	3,356,395	3,441,245
1株当たり純資産額	円	158.19	183.44	201.83	212.58	140.52
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	14.54	14.56	22.01	27.25	△52.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	14.54	14.54	21.97	27.22	—
自己資本比率	%	—	—	3.15	3.03	2.58
連結自己資本比率 (国内基準)	%	8.45	9.31	9.92	9.63	10.24
連結自己資本利益率	%	9.67	8.36	11.43	13.15	△26.16
連結株価収益率	倍	17.95	38.03	21.39	9.43	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	118,861	△75,450	55,432	27,145	34,251
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△60,104	122,264	△221,247	20,012	2,151
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,300	20,371	21,859	6,901	27,028
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	152,254	219,444	75,493	129,551	192,987
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,672 〔778〕	1,647 〔780〕	1,684 〔826〕	1,774 〔826〕	1,883 〔749〕

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。
- 2 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 3 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。1株当たり純資産額は、企業会計基準適用指針第4号が改正されたことに伴い、平成18年度から繰延ヘッジ損益を含めて算出してしております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 4 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用しております。
なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。
- 7 平成20年度の連結株価収益率については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	59,920	72,546	85,675	97,357	96,261
経常利益 (△は経常損失)	百万円	9,675	15,629	22,950	18,402	△38,225
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	6,148	8,726	11,073	12,074	△24,815
資本金	百万円	32,500	37,040	37,040	37,040	47,039
発行済株式総数	千株	459,348	479,348	479,348	479,348	634,386
純資産額	百万円	72,001	89,274	98,582	102,695	90,164
総資産額	百万円	2,418,591	2,627,315	3,051,763	3,341,452	3,424,892
預金残高	百万円	2,142,978	2,282,129	2,612,802	2,755,831	2,835,699
貸出金残高	百万円	1,870,599	2,131,424	2,436,879	2,741,942	2,765,702
有価証券残高	百万円	348,222	230,958	444,842	406,185	380,967
1株当たり純資産額	円	156.79	186.28	205.76	214.46	142.18
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	2.50 (—)	4.00 (—)	5.00 (—)	5.00 (—)	3.00 (—)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	13.38	18.92	23.10	25.20	△51.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	13.38	18.89	23.06	25.17	—
自己資本比率	%	—	—	3.22	3.07	2.63
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.52	9.43	10.11	9.70	10.39
自己資本利益率	%	8.95	10.82	11.79	12.00	△25.74
株価収益率	倍	19.49	29.28	20.38	10.20	—
配当性向	%	18.67	21.96	21.62	19.82	—
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	1,521 〔756〕	1,497 〔750〕	1,558 〔790〕	1,656 〔782〕	1,749 〔702〕

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成19年3月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成19年3月から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

4 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2 「(1) 財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

5 第146期(平成21年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、純損失が計上されているので記載しておりません。

6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

7 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

なお、平成18年3月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

8 第146期(平成21年3月)の株価収益率については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

9 第146期(平成21年3月)の配当性向については、純損失が計上されているので、記載しておりません。

2 【沿革】

大正11年7月1日	山城無尽株式会社設立
昭和26年10月19日	株式会社関西相互銀行と商号変更
昭和32年1月7日	本店を大阪市南区日本橋筋に移転
昭和42年7月3日	本店を大阪市南区八幡町(現中央区心斎橋筋)に移転
昭和48年10月15日	大阪証券取引所市場第二部上場
昭和49年2月28日	第一次オンライン開始
昭和50年2月1日	リース業務を主たる事業目的として、関西総合リース株式会社を設立
昭和50年3月1日	大阪証券取引所市場第一部へ指定替え
昭和51年9月24日	印刷部門を独立し、関西ビジネス株式会社を設立
昭和52年6月23日	当行の住宅ローン及び消費者ローンの信用保証を主たる事業目的として、関西総合信用株式会社を設立
昭和58年1月26日	クレジットカード業務を主たる事業目的として、株式会社関西クレジット・サービスを設立
昭和58年11月14日	第二次オンライン開始
昭和62年7月7日	不動産状況調査を主たる事業目的として、関西ワイドサービス株式会社を設立
昭和63年11月7日	第三次オンライン開始
平成元年2月1日	普通銀行に転換し、株式会社関西銀行に商号変更
平成元年4月1日	関西総合リース株式会社が関銀リース株式会社に商号変更
平成8年10月14日	第四次オンライン開始
平成10年12月1日	投資信託窓口販売業務開始
平成11年1月19日	株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)等を引受先とする第三者割当増資を実施
平成12年9月26日	関西さわやか株式会社設立
平成13年1月11日	関西ワイドサービス株式会社の全業務を関西ビジネス株式会社に営業譲渡
平成13年1月25日	関西さわやか株式会社の商号を株式会社関西さわやか銀行に変更
平成13年2月5日	株式会社関西さわやか銀行、銀行免許取得
平成13年2月26日	株式会社関西さわやか銀行、株式会社幸福銀行から営業を譲受け、銀行業の営業開始
平成13年4月2日	損害保険窓口販売業務開始
平成14年10月1日	生損保個人年金保険窓口販売業務開始
平成15年7月1日	株式会社関西銀行が株式会社関西さわやか銀行を合併に備え子会社化
平成15年7月1日	フレスコカード株式会社及び幸福カード株式会社を子会社化
平成16年2月1日	株式会社関西銀行と株式会社関西さわやか銀行が合併し、株式会社関西アーバン銀行となる
平成16年4月1日	本店を大阪市中央区西心斎橋に移転
平成16年12月1日	証券仲介業務開始
平成17年4月1日	株式会社関西クレジット・サービスがフレスコカード株式会社を合併
平成17年4月7日	東京証券取引所市場第一部上場
平成18年2月24日	一般募集による増資を実施

- 平成19年1月25日 英国領ケイマン諸島に海外特別目的子会社KUBC Preferred Capital Cayman Limitedを設立
- 平成20年3月3日 関西ビジネス株式会社の商号を関西モーゲージサービス株式会社に変更
- 平成21年3月30日 英国領ケイマン諸島に海外特別目的子会社KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedを設立
- 平成21年3月31日 株式会社三井住友銀行を引受先とする第三者割当増資を実施
(平成21年3月末現在の店舗数は 85支店、出張所は 18か所)

3 【事業の内容】

(1) 企業集団の事業の内容

当行グループ(当行及び当行の関係会社)は、当行、連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

なお、各事業部門(「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一)における当行及び関係会社の位置づけ等は次のとおりであります。

(銀行業)

当行の本店及び支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務等を行っております。

また、連結子会社において、貸出業務、信用保証業務等を行っております。

(リース業)

リース等の業務を行っております。

(その他事業)

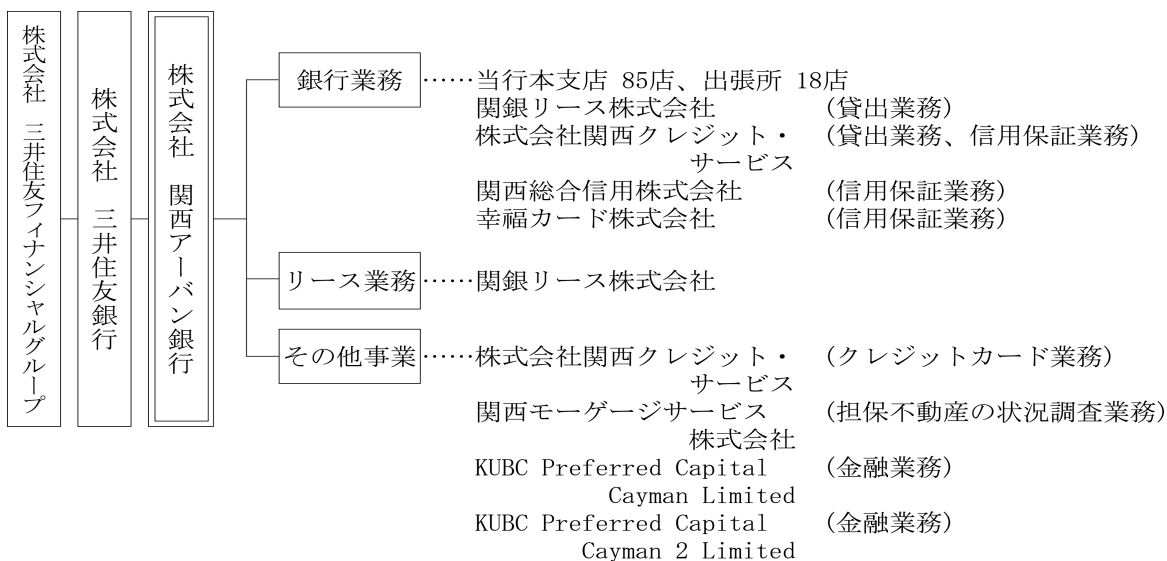
クレジットカード業務、金融業務等を行っております。

また、非連結子会社及び関連会社(持分法適用会社)はありません。

(2) 主要な関係会社の異動

その他事業 KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、新規設立により当連結会計年度より連結子会社としております。

(3) 企業集団の事業系統図



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社) 株式会社 三井住友フィナンシ ャルグループ	東京都 千代田区	1,420,877	傘下子会社の経営 管理並びにそれに 付帯する業務	被所有 68.26 (68.26)	—	—	—	—	—
株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	664,986	銀行業	被所有 56.59 (0.16)	—	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
(連結子会社) 関銀リース 株式会社	大阪市 中央区	1,600	リース業務	所有 91.32	10 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係 保証取引関係	建物の一部 賃貸借	—
株式会社 関西クレジット ・サービス	大阪市 中央区	270	クレジットカード 業務	所有 87.44	7 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係 保証取引関係	—	—
関西総合信用 株式会社	大阪市 中央区	6,100	信用保証業務	所有 100.00	8 (—)	—	預金取引関係 保証取引関係 業務委託関係	—	—
関西モーゲージ サービス株式会社	大阪市 中央区	20	担保不動産の状況 調査業務	所有 100.00	5 (—)	—	預金取引関係 業務委託関係	建物の一部 賃貸借	—
幸福カード株式会社	大阪市 中央区	30	信用保証業務	所有 100.00 (100.00)	5 (—)	—	預金取引関係	—	—
KUBC Preferred Capital Cayman Limited	英領グラ ンドケイ マン島	12,900	金融業務	所有 100.00	2 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—
KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited	英領グラ ンドケイ マン島	15,200	金融業務	所有 100.00	2 (—)	—	金銭貸借関係 預金取引関係	—	—

(注) 1 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、関西総合信用株式会社、KUBC Preferred Capital Cayman Limited及びKUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedであります。

2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行であります。

3 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

4 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、新規設立により当連結会計年度より連結子会社としております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年3月31日現在

	銀行業(人)	リース業(人)	その他事業(人)	合計(人)
従業員数	1,813 (741)	29 (2)	41 (6)	1,883 (749)

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員864人を含んでおりません。
 2 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,749 (702)	38.5	15.1	6,418

- (注) 1 従業員数は、嘱託及び臨時従業員799人並びに出向人員184人を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員15人については、従業員数に含めております。
 2 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 4 当行の従業員組合は、関西アーバン銀行従業員組合と称し、組合員数は1,394人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

(イ) 金融経済環境

当連結会計年度のわが国経済は、米国サブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱が実体経済に波及し、国内景気は急速に悪化しました。景気の牽引役であった輸出は、世界的な経済の低迷を受けて大幅なマイナスに転じました。設備投資は企業収益の悪化を背景に大きく減少し、個人消費も雇用・所得環境の悪化から冷え込みが顕著となりました。今後につきましては、世界経済の早期回復が期待しにくい中、円高の進行や雇用調整の強まり等も予想され、当面は厳しい状況が続くものと見込まれます。

金融業界におきましても、株式市場の低迷や企業倒産の増加から、多くの銀行が赤字決算を強いられるなど、収益環境は一段と厳しさを増しました。一方で、中小企業金融の円滑化確保に向けて官民連携した取組みが進み、各金融機関とも資金供給態勢の強化を図りました。

このような金融経済環境のもと、当行は地域経済発展に貢献するブランド力の高い都市型地銀へと飛躍するために、地域経済を支える中小企業等への円滑な資金供給をはじめ、地域密着型金融を強力に推進し、中小企業・個人金融を中心としたリテールバンキングを展開いたしました。

(ロ) 経営理念・経営の基本方針

当行経営の基本理念は、三井住友銀行グループのリテールバンクとして、地元関西の経済社会における責任を果たし、中堅・中小企業の発展、並びに個人の皆さまの豊かな生活設計に一段と貢献していくことであります。

この経営理念のもと、

- ① 地域金融機関として、安心・有利・便利な金融サービスの提供による「社会価値の追求」
- ② 先進的かつ効率的なニュータイプの都市型地銀の創造を目指す「業務革新の断行」
- ③ 金融人、そして社会人として地域社会のお役に立つ人材集団の形成に向けた「人間尊重の経営」

の3点を経営の基本方針としております。

(ハ) 株式会社びわこ銀行との合併に関する基本合意

世界的な景気低迷の地元経済への影響も一層深まる中、地域金融機関として更に安定した金融機能を発揮するためには、経営体力の強化が不可欠な状況となっております。

また、環境変化に対応し安定的な成長を持続するため、営業基盤の強化や収益力の向上、多様かつ高度な金融サービスの提供がますます求められております。

このような環境認識のもと、本年3月、当行は株式会社びわこ銀行と、関西エリアトップクラスの経営体力と将来の道州制への動きにも対応した広域営業基盤を有する地方銀行の実現を目指し、対等の精神に基づき合併することを基本合意いたしました。

合併新銀行は、大きな経済規模を誇る大阪における更なる成長を目指すとともに、人口増加が著しく、富裕層も多い滋賀県マーケットを個人取引の重要な営業基盤として位置付け、三井住友銀行グル

ープの高度な金融ノウハウを活用する新しいタイプの広域リテール地銀として、中小企業及び個人のお客さまに、より一層ご満足いただける金融サービスを提供し、地域経済発展への貢献を目指してまいります。また、環境活動、社会貢献活動等を通じ、地域に対する社会的責任を果たしてまいります。

(二) 営業の成果

当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は、個人預金の順調な増加を主要因として、年度中854億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆8,340億円となりました。譲渡性預金は、年度中718億円減少し、当連結会計年度末残高は2,553億円となりました。

一方、貸出金は、住宅ローンの順調な増加を主要因として、年度中251億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆7,674億円となりました。また、有価証券は、年度中254億円減少し、当連結会計年度末残高は3,638億円となりました。

総資産は、年度中848億円増加し、当連結会計年度末残高は3兆4,412億円となりました。

損益につきましては、当連結会計年度も引き続き、資金の効率的な調達と運用、経営の合理化・効率化を図り、収益力の強化に努めるとともに、資産の健全化に必要な諸引当、諸償却を行ってまいりました。

経常収益は、投資信託の販売が伸び悩んだこと等による役務取引等収益の減少等により、前連結会計年度比38億2千2百万円減少し、1,087億9千6百万円となりました。

一方、経常費用は不動産市況や取引先企業の信用状況の悪化、また、株式会社びわこ銀行との合併新銀行の財務の安定性を高める狙いから、今後の金融経済環境や不動産市況の更なる悪化等による将来リスクに対し、予防的な引当を実施したために与信関係費用が増加したこと等により、前連結会計年度比529億4千2百万円増加し、1,466億9千5百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前連結会計年度比567億6千5百万円減少し、378億9千8百万円の損失、当期純利益は、前連結会計年度比380億1千9百万円減少し、249億6千3百万円の純損失となりました。

純資産額につきましては、連結当期純損失を249億円計上したものの、第三者割当増資約200億円及び海外特別目的子会社が優先出資証券を150億円発行したことにより、年度中23億円増加し、当連結会計年度末は1,172億円となりました。そのうち株主資本は、年度中73億円減少し、当連結会計年度末は944億円となりました。また、1株当たりの純資産額は、前連結会計年度末比72円6銭減少し、140円52銭となりました。

事業の業種別では、銀行業の経常収益は前連結会計年度比10億9千万円減少し、983億9千3百万円、経常費用は前連結会計年度比551億5千5百万円増加し、1,369億2千4百万円、経常利益は前連結会計年度比562億4千5百万円減少し、385億3千1百万円の損失となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比35億5千7百万円減少し、103億9千5百万円、経常費用は前連結会計年度比30億6千8百万円減少し、101億6千3百万円、経常利益は前連結会計年度比4億8千8百万円減少し、2億3千1百万円となりました。その他事業の経常収益は前連結会計年度比5億3百万円減少し、13億4千8百万円、経常費用は前連結会計年度比3億6千7百万円減少し、8億4千8百万円、経常利益は前連結会計年度比1億3千6百万円減少し、5億円となりました。なお、所在地別の業績につきましては、全セグメントの経常収益の合計額及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める

本邦の割合がいずれも90%を超えているため記載を省略しております。

連結自己資本比率(国内基準)は、10.24%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比71億6百万円増加し、342億5千1百万円、有価証券の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比178億6千1百万円減少し、21億5千1百万円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が前連結会計年度比201億2千7百万円増加し、270億2千8百万円となりました。

この結果、当連結会計年度において、現金及び現金同等物は、現金及び現金同等物に係る換算差額を含め、634億3千5百万円増加し、当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、1,929億8千7百万円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

(イ) 事業の種類別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比8億2千4百万円の増益となる598億4千7百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比33億5千7百万円の減益となる52億7千2百万円、その他業務収支は前連結会計年度比37億2千万円の減益となる8億2千3百万円であり、収支合計は前連結会計年度比62億5千2百万円の減益となる659億4千2百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比2億5千2百万円の減益となる589億3千9百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比33億1千4百万円の減益となる43億8千4百万円、その他業務収支は前連結会計年度比30億9千3百万円の減益となる1億8千万円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比9億8千2百万円の増益となる6億2千万円、その他業務収支は前連結会計年度比15億6百万円の減益となる7億8千万円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前連結会計年度比1百万円の増益となる3億9千9百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比9千万円の減益となる9億1百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	59,191	△362	397	△204	59,023
	当連結会計年度	58,939	620	399	△111	59,847
うち資金運用収益	前連結会計年度	79,077	1	440	△791	78,728
	当連結会計年度	81,821	1,012	445	△780	82,498
うち資金調達費用	前連結会計年度	19,886	363	42	△587	19,705
	当連結会計年度	22,882	391	45	△668	22,650
役員取引等収支	前連結会計年度	7,699	—	991	△61	8,629
	当連結会計年度	4,384	—	901	△13	5,272
うち役員取引等収益	前連結会計年度	12,373	—	1,017	△458	12,932
	当連結会計年度	9,703	—	901	△353	10,251
うち役員取引等費用	前連結会計年度	4,674	—	26	△396	4,303
	当連結会計年度	5,318	—	—	△339	4,979
その他業務収支	前連結会計年度	3,273	2,286	393	△1,410	4,543
	当連結会計年度	180	780	—	△137	823
うちその他業務収益	前連結会計年度	6,311	13,946	393	△1,411	19,240
	当連結会計年度	3,311	9,051	—	△138	12,224
うちその他業務費用	前連結会計年度	3,038	11,660	—	△1	14,697
	当連結会計年度	3,130	8,271	—	△0	11,401

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ロ) 事業の種類別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比1,640億円増加して3兆2,986億円、利回りは前連結会計年度比0.01%減少して2.50%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比1,541億円増加して3兆2,410億円、利回りは前連結会計年度比0.06%増加して0.69%となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比1,514億円増加して3兆2,936億円、利回りは前連結会計年度比0.03%減少して2.48%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比1,546億円増加して3兆2,376億円、利回りは前連結会計年度比0.06%増加して0.70%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比147億円増加して155億円、利回りは前連結会計年度比6.31%増加して6.50%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比12億円増加して218億円、利回りは0.03%増加して1.79%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比0億円増加して133億円、利回りは前連結会計年度比0.02%増加して3.34%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比0億円増加して16億円、利回りは前連結会計年度比0.06%増加して2.82%となりました。

① 銀行業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,142,244	79,077	2.51
	当連結会計年度	3,293,648	81,821	2.48
うち貸出金	前連結会計年度	2,581,578	71,733	2.77
	当連結会計年度	2,792,192	76,143	2.72
うち有価証券	前連結会計年度	461,280	5,696	1.23
	当連結会計年度	405,476	4,692	1.15
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	86,465	475	0.55
	当連結会計年度	73,305	288	0.39
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	4,820	28	0.58
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	1,487	4	0.30
	当連結会計年度	16,675	21	0.13
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	3,083,054	19,886	0.64
	当連結会計年度	3,237,677	22,882	0.70
うち預金	前連結会計年度	2,736,045	15,011	0.54
	当連結会計年度	2,784,012	17,001	0.61
うち譲渡性預金	前連結会計年度	240,201	1,747	0.72
	当連結会計年度	313,529	2,525	0.80
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	9,060	117	1.29
	当連結会計年度	18,663	129	0.69
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	215	2	0.96
	当連結会計年度	921	5	0.57
うち借入金	前連結会計年度	40,877	1,079	2.64
	当連結会計年度	55,133	1,187	2.15
うち社債	前連結会計年度	56,519	1,296	2.29
	当連結会計年度	63,917	1,471	2.30

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,069百万円 当連結会計年度21,908百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

② リース業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	818	1	0.19
	当連結会計年度	15,554	1,012	6.50
うち貸出金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	818	1	0.19
	当連結会計年度	467	1	0.26
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	14,706	1,006	6.84
資金調達勘定	前連結会計年度	20,567	363	1.76
	当連結会計年度	21,848	391	1.79
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	20,567	363	1.76
	当連結会計年度	21,848	391	1.79
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度56百万円 当連結会計年度45百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

③ その他事業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	13,257	440	3.32
	当連結会計年度	13,302	445	3.34
うち貸出金	前連結会計年度	12,900	439	3.41
	当連結会計年度	12,984	444	3.42
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	357	0	0.24
	当連結会計年度	318	0	0.21
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	1,552	42	2.76
	当連結会計年度	1,620	45	2.82
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	1,552	42	2.76
	当連結会計年度	1,599	44	2.77
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度8百万円 当連結会計年度5百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

④ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,156,320	△21,732	3,134,588	79,520	△791	78,728	2.51
	当連結会計年度	3,322,505	△23,897	3,298,608	83,278	△780	82,498	2.50
うち貸出金	前連結会計年度	2,594,478	△17,574	2,576,904	72,172	△585	71,587	2.77
	当連結会計年度	2,805,177	△18,132	2,787,044	76,588	△606	75,982	2.72
うち有価証券	前連結会計年度	461,280	△3,513	457,767	5,696	△204	5,491	1.19
	当連結会計年度	405,476	△3,681	401,794	4,692	—	4,692	1.16
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	86,465	—	86,465	475	—	475	0.55
	当連結会計年度	73,305	—	73,305	288	—	288	0.39
うち債券貸借 取引支払保証金	前連結会計年度	4,820	—	4,820	28	—	28	0.58
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,664	△645	2,019	6	△1	5	0.27
	当連結会計年度	17,460	△517	16,942	23	△1	22	0.13
うちリース投資 資産	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	14,706	△1,564	13,142	1,006	△173	833	6.33
資金調達勘定	前連結会計年度	3,105,174	△18,287	3,086,887	20,292	△587	19,705	0.63
	当連結会計年度	3,261,146	△20,078	3,241,067	23,319	△668	22,650	0.69
うち預金	前連結会計年度	2,736,045	△662	2,735,382	15,011	△1	15,010	0.54
	当連結会計年度	2,784,012	△456	2,783,555	17,001	△1	17,000	0.61
うち譲渡性預金	前連結会計年度	240,201	—	240,201	1,747	—	1,747	0.72
	当連結会計年度	313,529	—	313,529	2,525	—	2,525	0.80
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	9,060	—	9,060	117	—	117	1.29
	当連結会計年度	18,663	—	18,663	129	—	129	0.69
うち債券貸借 取引受入担保金	前連結会計年度	215	—	215	2	—	2	0.96
	当連結会計年度	921	—	921	5	—	5	0.57
うち借入金	前連結会計年度	62,996	△17,624	45,372	1,486	△585	900	1.98
	当連結会計年度	78,581	△18,173	60,408	1,623	△606	1,017	1.68
うち社債	前連結会計年度	56,519	—	56,519	1,296	—	1,296	2.29
	当連結会計年度	63,917	—	63,917	1,471	—	1,471	2.30

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,135百万円 当連結会計年度21,958百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ハ) 事業の種類別役員取引の状況

当連結会計年度の役員取引等収益は前連結会計年度比26億8千1百万円減少して102億5千1百万円、役員取引等費用は前連結会計年度比6億7千5百万円増加して49億7千9百万円となったことから、役員取引等収支は前連結会計年度比33億5千7百万円の減益となる52億7千2百万円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役員取引等収益は前連結会計年度比26億7千万円減少して97億3百万円、役員取引等費用は前連結会計年度比6億4千4百万円増加して53億1千8百万円となったことから、役員取引等収支は前連結会計年度比33億1千4百万円の減益となる43億8千4百万円となりました。

その他事業セグメントの役員取引等収益は前連結会計年度比1億1千6百万円減少して9億1百万円となったことから、役員取引等収支は前連結会計年度比9千万円の減益となる9億1百万円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前連結会計年度	12,373	—	1,017	△458	12,932
	当連結会計年度	9,703	—	901	△353	10,251
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	5,104	—	—	△4	5,100
	当連結会計年度	4,160	—	—	△4	4,156
うち為替業務	前連結会計年度	1,681	—	—	△3	1,677
	当連結会計年度	1,442	—	—	△3	1,439
うち証券関連業務	前連結会計年度	20	—	—	—	20
	当連結会計年度	34	—	—	—	34
うち代理業務	前連結会計年度	1,221	—	—	△0	1,221
	当連結会計年度	1,321	—	—	△0	1,320
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	71	—	—	—	71
	当連結会計年度	70	—	—	—	70
うち保証業務	前連結会計年度	911	—	—	—	911
	当連結会計年度	921	—	—	—	921
うちクレジットカード業務	前連結会計年度	—	—	566	—	566
	当連結会計年度	—	—	555	—	555
うち投資信託業務	前連結会計年度	3,064	—	—	—	3,064
	当連結会計年度	1,529	—	—	—	1,529
役員取引等費用	前連結会計年度	4,674	—	26	△396	4,303
	当連結会計年度	5,318	—	—	△339	4,979
うち為替業務	前連結会計年度	341	—	0	△0	341
	当連結会計年度	320	—	—	—	320

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(二) 事業の種類別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,749,576	—	—	△996	2,748,579
	当連結会計年度	2,834,408	—	—	△374	2,834,034
うち流動性預金	前連結会計年度	599,178	—	—	△803	598,374
	当連結会計年度	556,850	—	—	△204	556,645
うち定期性預金	前連結会計年度	2,136,660	—	—	△189	2,136,470
	当連結会計年度	2,263,695	—	—	△162	2,263,533
うちその他	前連結会計年度	13,737	—	—	△3	13,734
	当連結会計年度	13,863	—	—	△7	13,855
譲渡性預金	前連結会計年度	327,170	—	—	—	327,170
	当連結会計年度	255,300	—	—	—	255,300
総合計	前連結会計年度	3,076,746	—	—	△996	3,075,749
	当連結会計年度	3,089,708	—	—	△374	3,089,334

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

(ホ) 事業の種類別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年3月31日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,748,497	—	—	△6,269	2,742,228	100.00
政府及び政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・漁業及び鉱業	3,979	—	—	—	3,979	0.15
製造業	110,742	—	—	—	110,742	4.04
建設業	73,038	—	—	—	73,038	2.66
運輸・情報通信及び公益事業	58,462	—	—	—	58,462	2.13
卸売・小売業	147,499	—	—	—	147,499	5.38
金融・保険業	30,605	—	—	△929	29,675	1.08
不動産業	852,129	—	—	—	852,129	31.07
各種サービス業	303,819	—	—	△5,339	298,480	10.88
地方公共団体	680	—	—	—	680	0.03
個人	1,167,539	—	—	—	1,167,539	42.58
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	12,900	△12,900	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	12,900	△12,900	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,748,497	—	12,900	△19,169	2,742,228	—

業種別	平成21年3月31日					
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	相殺消去額 (△) (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	2,773,591	—	—	△6,181	2,767,409	100.00
政府及び政府関係機関	—	—	—	—	—	—
農業・林業・漁業及び鉱業	2,774	—	—	—	2,774	0.10
製造業	88,978	—	—	—	88,978	3.21
建設業	66,093	—	—	—	66,093	2.39
運輸・情報通信及び公益事業	57,377	—	—	—	57,377	2.07
卸売・小売業	126,231	—	—	—	126,231	4.56
金融・保険業	20,045	—	—	△993	19,052	0.69
不動産業・物品賃貸業	849,724	—	—	△5,188	844,536	30.52
各種サービス業	263,120	—	—	—	263,120	9.51
地方公共団体	5,480	—	—	—	5,480	0.20
個人	1,293,765	—	—	—	1,293,765	46.75
その他	—	—	—	—	—	—
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	28,100	△28,100	—	—
政府等	—	—	—	—	—	—
金融・保険業	—	—	28,100	△28,100	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	2,773,591	—	28,100	△34,281	2,767,409	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社であります。

4 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社であります。

5 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等向けの債権残高はございません。

(へ) 事業の種類別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	231,034	—	—	—	231,034
	当連結会計年度	264,102	—	—	—	264,102
地方債	前連結会計年度	1,850	—	—	—	1,850
	当連結会計年度	1,009	—	—	—	1,009
社債	前連結会計年度	105,092	—	—	—	105,092
	当連結会計年度	62,219	—	—	—	62,219
株式	前連結会計年度	15,157	—	—	△3,113	12,044
	当連結会計年度	11,259	—	—	△3,280	7,978
その他の証券	前連結会計年度	39,666	—	—	△400	39,266
	当連結会計年度	29,161	—	—	△600	28,561
合計	前連結会計年度	392,802	—	—	△3,513	389,289
	当連結会計年度	367,751	—	—	△3,880	363,871

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 セグメント間の内部取引は「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(4) 国内・海外別業績

(イ)国内・海外別収支

当連結会計年度の資金運用収支は前連結会計年度比8億2千4百万円の増益となる598億4千7百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比33億5千7百万円の減益となる52億7千2百万円、その他業務収支は前連結会計年度比37億2千万円の減益となる8億2千3百万円であり、収支合計は前連結会計年度比62億5千2百万円の減益となる659億4千2百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前連結会計年度比8億1千8百万円の増益となる594億1百万円、役員取引等収支は前連結会計年度比33億5千6百万円の減益となる52億7千2百万円、その他業務収支は前連結会計年度比37億2千万円の減益となる8億2千3百万円となりました。

海外の資金運用収支は前連結会計年度比4百万円の増益となる4億4千4百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	58,583	439	—	59,023
	当連結会計年度	59,401	444	1	59,847
うち資金運用収益	前連結会計年度	78,728	439	△439	78,728
	当連結会計年度	82,498	444	△444	82,498
うち資金調達費用	前連結会計年度	20,145	—	△439	19,705
	当連結会計年度	23,096	—	△445	22,650
役員取引等収支	前連結会計年度	8,629	△0	—	8,629
	当連結会計年度	5,272	—	△0	5,272
うち役員取引等収益	前連結会計年度	12,933	—	△0	12,932
	当連結会計年度	10,251	—	△0	10,251
うち役員取引等費用	前連結会計年度	4,303	0	△0	4,303
	当連結会計年度	4,979	—	—	4,979
その他業務収支	前連結会計年度	4,543	—	—	4,543
	当連結会計年度	823	—	—	823
うちその他業務収益	前連結会計年度	19,240	—	—	19,240
	当連結会計年度	12,224	—	—	12,224
うちその他業務費用	前連結会計年度	14,697	—	—	14,697
	当連結会計年度	11,401	—	—	11,401

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。
 2 「海外」とは、海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。
 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ロ)国内・海外別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比1,640億円増加して3兆2,986億円、利回りは前連結会計年度比0.01%減少して2.50%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比1,541億円増加して3兆2,410億円、利回りは前連結会計年度比0.06%増加して0.69%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比1,640億円増加して3兆2,990億円、利回りは前連結会計年度比0.01%減少して2.50%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比1,542億円増加して3兆2,540億円、利回りは前連結会計年度比0.06%増加して0.70%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比0億円増加して129億円、利回りは前連結会計年度比0.02%増加して3.42%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	3,134,988	78,728	2.51
	当連結会計年度	3,299,009	82,498	2.50
うち貸出金	前連結会計年度	2,576,904	71,587	2.77
	当連結会計年度	2,787,044	75,982	2.72
うち有価証券	前連結会計年度	458,167	5,491	1.19
	当連結会計年度	402,196	4,692	1.16
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	86,465	475	0.55
	当連結会計年度	73,305	288	0.39
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	4,820	28	0.58
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,019	5	0.27
	当連結会計年度	16,942	22	0.13
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	13,142	833	6.33
資金調達勘定	前連結会計年度	3,099,788	20,145	0.64
	当連結会計年度	3,254,055	23,096	0.70
うち預金	前連結会計年度	2,735,383	15,010	0.54
	当連結会計年度	2,783,559	17,000	0.61
うち譲渡性預金	前連結会計年度	240,201	1,747	0.72
	当連結会計年度	313,529	2,525	0.80
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	9,060	117	1.29
	当連結会計年度	18,663	129	0.69
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	215	2	0.96
	当連結会計年度	921	5	0.57
うち借入金	前連結会計年度	58,272	1,340	2.30
	当連結会計年度	73,391	1,463	1.99
うち社債	前連結会計年度	56,519	1,296	2.29
	当連結会計年度	63,917	1,471	2.30

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,135百万円 当連結会計年度21,958百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	12,901	439	3.40
	当連結会計年度	12,989	444	3.42
うち貸出金	前連結会計年度	12,900	439	3.41
	当連結会計年度	12,984	444	3.42
うち有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	1	0	0.20
	当連結会計年度	4	0	0.13
うちリース投資資産	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち社債	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 (△)	合計	小計	相殺消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	3,147,889	△13,301	3,134,588	79,168	△439	78,728	2.51
	当連結会計年度	3,311,998	△13,390	3,298,608	82,942	△444	82,498	2.50
うち貸出金	前連結会計年度	2,589,804	△12,900	2,576,904	72,027	△439	71,587	2.77
	当連結会計年度	2,800,028	△12,984	2,787,044	76,426	△444	75,982	2.72
うち有価証券	前連結会計年度	458,167	△400	457,767	5,491	—	5,491	1.19
	当連結会計年度	402,196	△401	401,794	4,692	—	4,692	1.16
うちコール ローン及び 買入手形	前連結会計年度	86,465	—	86,465	475	—	475	0.55
	当連結会計年度	73,305	—	73,305	288	—	288	0.39
うち債券貸借 取引支払保証金	前連結会計年度	4,820	—	4,820	28	—	28	0.58
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,020	△1	2,019	5	△0	5	0.27
	当連結会計年度	16,947	△4	16,942	22	△0	22	0.13
うちリース投資 資産	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	13,142	—	13,142	833	—	833	6.33
資金調達勘定	前連結会計年度	3,099,788	△12,901	3,086,887	20,145	△439	19,705	0.63
	当連結会計年度	3,254,055	△12,987	3,241,067	23,096	△445	22,650	0.69
うち預金	前連結会計年度	2,735,383	△1	2,735,382	15,010	△0	15,010	0.54
	当連結会計年度	2,783,559	△4	2,783,555	17,000	△0	17,000	0.61
うち譲渡性預金	前連結会計年度	240,201	—	240,201	1,747	—	1,747	0.72
	当連結会計年度	313,529	—	313,529	2,525	—	2,525	0.80
うちコール マネー及び 売渡手形	前連結会計年度	9,060	—	9,060	117	—	117	1.29
	当連結会計年度	18,663	—	18,663	129	—	129	0.69
うち債券貸借 取引受入担保金	前連結会計年度	215	—	215	2	—	2	0.96
	当連結会計年度	921	—	921	5	—	5	0.57
うち借入金	前連結会計年度	58,272	△12,900	45,372	1,340	△439	900	1.98
	当連結会計年度	73,391	△12,983	60,408	1,463	△445	1,017	1.68
うち社債	前連結会計年度	56,519	—	56,519	1,296	—	1,296	2.29
	当連結会計年度	63,917	—	63,917	1,471	—	1,471	2.30

- (注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。
2 「海外」とは、海外連結子会社であります。
3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、国内連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用してあります。
4 無利息預け金の平均残高(前連結会計年度21,135百万円 当連結会計年度21,958百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
5 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(ハ)国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は前連結会計年度比26億8千1百万円減少して102億5千1百万円、役務取引等費用は前連結会計年度比6億7千5百万円増加して49億7千9百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比33億5千7百万円の減益となる52億7千2百万円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前連結会計年度比26億8千1百万円減少して102億5千1百万円、役務取引等費用は前連結会計年度比6億7千5百万円増加して49億7千9百万円となったことから、役務取引等収支は前連結会計年度比33億5千6百万円の減益となる52億7千2百万円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	12,933	—	△0	12,932
	当連結会計年度	10,251	—	△0	10,251
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	5,100	—	—	5,100
	当連結会計年度	4,156	—	—	4,156
うち為替業務	前連結会計年度	1,677	—	△0	1,677
	当連結会計年度	1,439	—	△0	1,439
うち証券関連業務	前連結会計年度	20	—	—	20
	当連結会計年度	34	—	—	34
うち代理業務	前連結会計年度	1,221	—	—	1,221
	当連結会計年度	1,320	—	—	1,320
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	71	—	—	71
	当連結会計年度	70	—	—	70
うち保証業務	前連結会計年度	911	—	—	911
	当連結会計年度	921	—	—	921
うちクレジットカード業務	前連結会計年度	566	—	—	566
	当連結会計年度	555	—	—	555
うち投資信託業務	前連結会計年度	3,064	—	—	3,064
	当連結会計年度	1,529	—	—	1,529
役務取引等費用	前連結会計年度	4,303	0	△0	4,303
	当連結会計年度	4,979	—	—	4,979
うち為替業務	前連結会計年度	341	—	—	341
	当連結会計年度	320	—	—	320

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(二) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,748,582	—	△3	2,748,579
	当連結会計年度	2,834,041	—	△7	2,834,034
うち流動性預金	前連結会計年度	598,374	—	—	598,374
	当連結会計年度	556,645	—	—	556,645
うち定期性預金	前連結会計年度	2,136,470	—	—	2,136,470
	当連結会計年度	2,263,533	—	—	2,263,533
うちその他	前連結会計年度	13,737	—	△3	13,734
	当連結会計年度	13,863	—	△7	13,855
譲渡性預金	前連結会計年度	327,170	—	—	327,170
	当連結会計年度	255,300	—	—	255,300
総合計	前連結会計年度	3,075,752	—	△3	3,075,749
	当連結会計年度	3,089,341	—	△7	3,089,334

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

4 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

5 定期性預金＝定期預金

(ホ)国内・海外別貸出金残高の状況

○ 事業別貸出金状況(残高・構成比)

(3)「事業の種類別セグメントの業績」の「(ホ)事業の種類別貸出金残高の状況 ①業種別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当欄での記載を省略しております。

(ヘ)国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	231,034	—	—	231,034
	当連結会計年度	264,102	—	—	264,102
地方債	前連結会計年度	1,850	—	—	1,850
	当連結会計年度	1,009	—	—	1,009
社債	前連結会計年度	105,092	—	—	105,092
	当連結会計年度	62,219	—	—	62,219
株式	前連結会計年度	12,044	—	—	12,044
	当連結会計年度	7,978	—	—	7,978
その他の証券	前連結会計年度	39,666	—	△400	39,266
	当連結会計年度	29,161	—	△600	28,561
合計	前連結会計年度	389,689	—	△400	389,289
	当連結会計年度	364,471	—	△600	363,871

(注) 1 「国内」とは、当行及び国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「その他の証券」には外国債券及び外国株式を含んでおります。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	66,680	59,553	△7,127
経費(除く臨時処理分)	33,190	33,976	786
人件費	16,108	16,503	394
物件費	15,364	15,861	496
税金	1,716	1,611	△104
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	33,489	25,576	△7,913
コア業務純益(除く債券関係損益)	31,010	26,377	△4,632
一般貸倒引当金繰入額	△573	15,411	15,984
業務純益	34,063	10,165	△23,898
うち債券関係損益	2,479	△801	△3,280
臨時損益	△15,661	△48,390	△32,729
株式関係損益	△302	△2,445	△2,142
不良債権処理損失	14,612	46,418	31,806
貸出金償却	303	36	△266
個別貸倒引当金繰入額	13,091	43,191	30,100
延滞債権売却損	239	1,254	1,015
偶発損失引当金繰入額	364	659	295
保証協会宛負担金	614	1,275	661
その他臨時損益	△745	472	1,218
経常利益(△は経常損失)	18,402	△38,225	△56,627
特別損益	△68	△199	△130
うち固定資産処分損益	140	△24	△164
うち減損損失	36	176	139
税引前当期純利益 (△は税引前当期純損失)	18,333	△38,424	△56,758
法人税、住民税及び事業税	9,503	3,390	△6,113
法人税等調整額	△3,244	△16,999	△13,754
法人税等合計	—	△13,608	—
当期純利益(△は当期純損失)	12,074	△24,815	△36,890

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋その他業務収支
2 コア業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－債券関係損益
3 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却
7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	13,967	14,230	262
退職給付費用	618	763	144
福利厚生費	146	144	△1
減価償却費	2,672	3,937	1,265
土地建物機械賃借料	2,547	1,713	△833
営繕費	88	201	112
消耗品費	659	592	△66
給水光熱費	260	294	33
旅費	42	48	5
通信費	623	653	30
広告宣伝費	907	876	△31
租税公課	1,716	1,621	△95
その他	9,288	9,649	361
計	33,538	34,727	1,188

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であり、臨時処理分を含むため、前頁の「経費(除く臨時処理分)」とは一致しません。

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.47	2.45	△0.02
(イ)貸出金利回	2.75	2.70	△0.05
(ロ)有価証券利回	1.19	1.11	△0.08
(2) 資金調達原価 ②	1.69	1.73	0.04
(イ)預金等利回	0.55	0.62	0.07
(ロ)外部負債利回	1.94	1.38	△0.56
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.78	0.72	△0.06

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金+債券貸借取引受入担保金

3 ROE(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
コア業務純益ベース	30.82	27.36	△3.46
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	33.28	26.53	△6.75
業務純益ベース	33.85	10.54	△23.31
当期純利益ベース (△は当期純損失ベース)	12.00	△25.74	△37.74

(注) $ROE = \frac{\text{当期純利益等}}{\{(期首純資産の部 - 期首新株予約権) + (期末純資産の部 - 期末新株予約権)\} \div 2}$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	2,755,831	2,835,699	79,867
預金(平残)	2,739,106	2,786,809	47,702
譲渡性預金(未残)	339,170	267,300	△71,870
譲渡性預金(平残)	255,359	325,529	70,170
貸出金(未残)	2,741,942	2,765,702	23,760
貸出金(平残)	2,572,835	2,784,065	211,229

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,042,258	2,198,542	156,283
法人	713,572	637,156	△76,416
合計	2,755,831	2,835,699	79,867

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,123,091	1,245,012	121,921
住宅ローン残高	869,630	949,994	80,364
その他ローン残高	253,461	295,018	41,557

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	2,567,395	2,602,357	34,962
総貸出金残高	② 百万円	2,741,942	2,765,702	23,760
中小企業等貸出金比率	①/② %	93.63	94.09	0.46
中小企業等貸出先件数	③ 件	106,316	124,760	18,444
総貸出先件数	④ 件	106,583	124,954	18,371
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.74	99.84	0.10

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	143	1,529	40	602
保証	203	12,032	158	9,949
計	346	13,562	198	10,551

6 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	3,408	5,764,136	3,209	5,395,164
	各地より受けた分	4,473	5,878,062	4,475	5,336,088
代金取立	各地へ向けた分	2	54,249	2	26,538
	各地より受けた分	3	2,456	3	2,427

7 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	884	777
	買入為替	435	408
被仕向為替	支払為替	556	628
	取立為替	182	141
合計		2,059	1,955

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、平成20年3月31日は基礎的手法、平成21年3月31日は先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,040	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	8,546	18,546
	利益剰余金	56,478	29,117
	自己株式(△)	292	288
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	2,472	1,984
	その他有価証券の評価差損(△)	1,252	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	43	66
	連結子法人等の少数株主持分	13,111	28,104
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	12,500	27,500
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
計 (A)	111,201	120,600	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	664	664
	一般貸倒引当金	14,940	31,018
	負債性資本調達手段等	84,000	79,000
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	56,000	51,000
計	99,605	110,682	
うち自己資本への算入額 (B)	97,782	92,681	
控除項目	控除項目(注4) (C)	540	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	208,444	213,281
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,022,329	1,993,969
	オフ・バランス取引等項目	18,170	16,808
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,040,500	2,010,777
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	122,202	71,932
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,776	5,754
計 (E)+(F) (H)	2,162,702	2,082,710	
連結自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.63	10.24
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		5.14	5.79

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成20年3月31日	平成21年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	37,040	47,039
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	8,546	18,546
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,078	2,458
	その他利益剰余金	55,307	27,718
	その他	12,579	27,583
	自己株式(△)	292	288
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	2,472	1,984
	その他有価証券の評価差損(△)	1,252	—
	新株予約権	43	66
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	111,576	121,139
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	12,500	12,500
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	12,500	27,500
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	664	664
	一般貸倒引当金	11,604	27,015
	負債性資本調達手段等	84,000	79,000
	うち永久劣後債務(注2)	28,000	28,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	56,000	51,000
計	96,269	106,679	
うち自己資本への算入額 (B)	96,057	92,503	
控除項目	控除項目(注4) (C)	540	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	207,094	213,642
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,004,025	1,973,318
	オフ・バランス取引等項目	17,243	16,066
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,021,269	1,989,384
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	113,362	64,903
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,069	5,192
計 (E)+(F) (H)	2,134,631	2,054,287	
単体自己資本比率(国内基準) = D/H×100(%)		9.70	10.39
(参考)Tier 1比率 = A/H×100(%)		5.22	5.89

(注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※)「連結自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」及び「単体自己資本比率(国内基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、以下の優先出資証券が含まれております。

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited	KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」)
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円	150億円
払込日	平成19年1月25日	平成21年3月30日
配当率	固定 (ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし平成31年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用される。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成21年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式 ^{(注)1} に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対し支払不能証明書 ^{(注)2} を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^{(注)3} 中に到来し、かつ、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^{(注)4} を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日前までに、当行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^{(注)5} を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が当行の清算期間 ^{(注)6} 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^{(注)4} 若しくは配当減額指示 ^{(注)7} がある場合には、それぞれ制限を受ける。

<p>配当制限</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、当行最優先株式^{(注)1}について当該事業年度中の日を基準日として当行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる当行最優先株式^{(注)1}の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。</p> <p>当行のある事業年度中の日を基準日とする当行最優先株式^{(注)1}に関する配当に関して、当行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。</p>
<p>分配可能金額制限</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}（もしあれば）の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>	<p>本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。</p> <p>(1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、当行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額</p> <p>(A) 直前に終了した当行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に当行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(B) 当行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で当行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</p> <p>(C) 配当同順位株式^{(注)8}の配当で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</p> <p>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額</p> <p>(x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</p> <p>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</p> <p>(z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</p>

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、当行が当行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示^{(注)5}又は配当減額指示^{(注)7}がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書^{(注)2}が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間^{(注)3}中に到来する場合には、監督期間配当指示^{(注)4}に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が当行の清算期間^{(注)6}中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円	1口あたり10,000,000円

(注) 1 当行最優先株式

当行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

当行が支払不能状態であるか、当行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより当行が支払不能状態になる場合に、当行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)当行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは当行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、当行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が当行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が当行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が当行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を当行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、当行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される当行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、当行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合(会社法(その承継する法令を含む。))に基づく当行の特別清算手続を含む。)又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき当行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

当行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(但し、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年3月31日	平成21年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	281	914
危険債権	251	506
要管理債権	151	55
正常債権	26,945	26,343

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当行は、地域経済発展に一段と貢献するブランド力の高い都市型地銀へと飛躍するため、「お役にたちます、エバーリレーションバンク」をスローガンに、地域密着型金融に取り組んでまいりました。

今後も、地域金融機関の特徴であるキメ細かなサービスに加えて、三井住友銀行グループの高度な金融ノウハウを活用することにより、今まで以上に地域の中小企業並びに個人のお客さまの発展に貢献してまいります。

そして、以下のとおり健全性、収益性及び先進性を兼備えた“ニューリテールバンク”を追求し、企業価値とブランド力の向上を実現してまいります。

また、業務推進にあたっては、強固なコンプライアンス態勢を構築するとともに、有効な内部監査態勢を確立し、新たなリスクテイクの前提となるリスク管理態勢の強化、拡大する事業の適正性を自らチェックするガバナンス態勢の機能向上にも取り組んでまいります。

(1) リテール営業強化による収益力の安定的向上

地域金融機関として安定した営業基盤を確立し、収益力の一層の向上を図っていくために、以下の施策を中心軸として徹底したリテール戦略を実施いたします。

第一に、都市型地銀としての地域密着型金融機能の一段発揮に向け、

- ① ソリューション営業の徹底によるビジネスサポート力の強化
- ② 中小企業への資金供給能力の向上
- ③ 中小零細企業に対する経営サポート

の3点に注力してまいります。地方公共団体の制度融資や各地域の信用保証協会との連携による保証付融資等により、中小企業の皆さまの幅広い資金ニーズに迅速に対応し地域金融の円滑化に努めてまいります。更に、中小企業のお客さまに対して、業務・技術提携時における契約サポートやアドバイスを実施するなど、コンサルティング業務の充実にも努めてまいります。

第二に、住宅ローンを中心としたリテールローンを一層強化いたします。昨年10月には、住宅購入の幅広いニーズにお応えするため、「オーダー住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。専門部署である「住宅ローン相談室」が、キメ細かいコンサルティングを行い、お客さま毎のご利用プランをオーダーメイドで作成し、ご提案しております。これにより、従来以上に幅広く住宅ローンをご利用いただいております。また、複数の債務を一本化してお客さまのご負担を軽減させる「おまとめローン」等、今後も特色ある新商品の開発を積極的に進め、多様化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

第三に、個人預金を中心に資金調達基盤を更に強化してまいります。“安心・有利・便利”を基本コンセプトとする預金商品のご提供と、マネーライフアドバイザーを通じた地域金融機関ならではのキメ細かなご提案を通して、取引の裾野を着実に拡大してまいります。

また、ダイレクトバンキングにつきましても、安心して利用していただけるよう、安全性を一段と高めるとともに、機能を一層充実させることで、利便性の高いアクセスチャネルを提供し、広域エリアをターゲットとした調達基盤の拡大も進めてまいります。

第四に、投資信託・年金保険を中心とした運用商品のコンサルティング体制を強化いたします。各支店に窓口コンサルティングオフィサーを配置し、お客さまのニーズに合った商品を提供することによって非金利収入の一層の増加を図ってまいります。

本店1階では、毎週2回、“オフィス帰りに、ショッピングついでに、60分だけのお金の勉強”をキャッチフレーズに、ファイナンシャルプランナーなどによるロビーセミナーを開催しております。また、各支店においても、様々な「資産運用セミナー」を開催しており、多くのお客さまにご参加いただき、好評を博しております。今後もコンサルティングサービスの充実を進め、お客さまの満足度を一段と高めてまいります。

第五に、一段と利便性の高い店舗ネットワークづくりを進めてまいります。好立地エリアへの店舗移転や個人専門プラザの設置など、地域の特性に合わせた店舗作りを進めてまいります。昨年10月には関西アーバン銀行として2ヵ店目の新設支店となる堺筋本町支店を開設いたしました。また、本年7月には千里中央支店及び芦屋支店を開設する予定であり、今後とも、よりお客さまの利便性が高く、機能性の高い店舗チャネル構築に向けて、前向きな店舗戦略を展開してまいります。

(2) 事業再建支援の強化

当行においては、地域経済の活性化を促進する観点から、取引先の事業再生やライフサイクルに応じた資金供給手法の開発などにより、中小企業の経営支援に取り組んでまいりました。今後も、今までに蓄積してきた事業再生等のノウハウを活かし、また一段の充実を図りますことで、地域金融機能の更なる発揮に努めてまいります。

(3) リスク管理運営の一段強化、及びトップクラスの経営効率堅持

これまで当行は、三井住友銀行のサポートのもと、リスク管理態勢の充実・強化を進めてまいりました。今後もリスクを適切に認識し、かつマネージメントする管理態勢の高度化を進め、リスク対応力に優れた経営体質を追求してまいります。

また、ROA、ROE、OHR等の指標につきましては、地方銀行業界トップクラスの収益性と効率性の実現に向けて、更なる向上に努めてまいります。

(4) 株式会社びわこ銀行との合併に関する基本合意について

世界的な景気低迷の地元経済への影響も一層深まる中、地域金融機関として更に安定した金融機能を発揮するためには、経営体力の強化が不可欠な状況となっております。

また、環境変化に対応し安定的な成長を持続するため、営業基盤の強化や収益力の向上、多様かつ高度な金融サービスの提供がますます求められております。

このような環境認識のもと、本年3月、当行は株式会社びわこ銀行との間で、関西エリアトップクラスの経営体力と将来の道州制への動きにも対応した広域営業基盤を有する地方銀行の実現を目指し、対等の精神に基づき合併することを基本合意いたしました。

合併新銀行は、大きな経済規模を誇る大阪における更なる成長を目指すとともに、人口増加が著しく、富裕層も多い滋賀県マーケットを個人取引の重要な営業基盤として位置付け、三井住友銀行グループの高度な金融ノウハウを活用する新しいタイプの広域リテール地銀として、中小企業及び個人のお客さまに、より一層ご満足いただける金融サービスを提供し、地域経済発展への貢献を目指してまいります。また、環境活動、社会貢献活動等を通じ、地域に対する社会的責任を果たしてまいります。

4 【事業等のリスク】

当行及び当行グループの事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項について記載しております。また、これらのリスクは互いに独立するものではなく、ある事象の発生により他の様々なリスクが増大する可能性があることについてもご留意ください。なお、当行は、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は別段の記載がない限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1 不良債権残高及び与信関係費用が増加するリスク

(1) 不良債権の状況

当行及び当行グループの不良債権残高は、取引先の経営状況の変化（業況の悪化、不祥事等の企業の信頼性を失墜させる問題の発生等）や、景気動向並びに金利、株価及び不動産価格の変動といった内外の金融経済環境等の変化によって増加し、貸倒引当金積み増し及び貸倒償却等の与信関係費用が増加する可能性があります。これらの結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行及び当行グループは、貸出金等の債権について、自己査定基準、償却基準に基づき資産の健全性、担保処分等による回収見込額及び貸倒実績率等を勘案した貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提及び見積りと乖離し、貸倒引当金を大幅に上回る等により貸倒引当金を積み増す可能性があります。この結果、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業種別貸出の状況

当行及び当行グループの貸出先企業は、通常当該企業の属する業界が抱える固有の事情等の影響を受けております。したがって、内外の金融経済環境の変化等により、特定の業種の抱える固有の事情も変化し、そのことにより当該業界に属する企業全般の財政状態が悪化する場合には、当行及び当行グループの貸出先で当該業界に属する先もほぼ同時に財政状態が悪化することになります。当行の業界別貸出でシェアの大きい業界について、このような状況が発生すると、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 貸出先への金融支援

当行及び当行グループは、貸出先に債務不履行等が発生した場合においても、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に対する債権者としての法的権利を必ずしも行使せずに、状況に応じて債権放棄、追加貸出等の金融支援を行うことがあります。それにもかかわらず企業再建が奏効しない場合には、当行及び当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加し、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 他の金融機関における経営状態の悪化

わが国における他の金融機関の経営状態が悪化し、当該金融機関の流動性及び支払能力等に問題が発生した場合には、以下の事象が生じる可能性があり、当行及び当行グループの経営に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ① 他の金融機関による貸出先への融資の打切り又は引き上げにより、貸出先の経営状態の悪化又は破綻がおり、当該貸出先に対して当行及び当行グループが追加融資を求められたり、当行及び当行グループの不良債権残高及び与信関係費用等が増加する可能性があります。
- ② 経営状態が悪化した金融機関に対する支援に当行が参加を要請される可能性があります。
- ③ 当行が当該金融機関の株式を保有していた場合、当該株式の価格が低下する可能性があります。
- ④ 預金保険の基金が不十分となった場合に、預金保険料が引き上げられる可能性があります。
- ⑤ 政府が経営を支配する金融機関の資本増強や収益増強のために、当該金融機関に対し経済的特典が与えられた場合に、当行は競走上の不利益を被る可能性があります。

2 連結子会社に関するリスク

当行の連結子会社には、リース業務、貸出業務、クレジットカード業務、信用保証業務を行っている会社がありますが、わが国の景気の動向や各社の与信先の状況によっては、各社の経営状況が悪化し、その結果、当行のグループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3 保有有価証券価格下落のリスク

当行及び当行グループは、市場性のある有価証券を一定量保有しております。これらの保有有価証券は、金利の上昇等の市場環境の変化や発行体の信用状況の変化により価格低下の可能性があります。大幅な価格下落が継続する場合には、保有有価証券に減損又は評価損が発生し、当行及び当行グループの業績に悪影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招く可能性があります。

4 自己資本比率が悪化するリスク

(1) 自己資本比率が低下するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適切であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）」に定められた国内基準（現時点におけるこれらの国内基準は4%となっております。）以上を維持する必要があります。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務改善命令、業務の全部又は一部の停止など様々な命令を受ける可能性があります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には、以下のものがあります。

- ①債務者の信用力の悪化などによる与信関係費用の増加
- ②有価証券価格の低下
- ③自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ④既調達劣後債務を同等の条件の劣後債務に借り換えることができない場合
- ⑤本項記載のその他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産

現時点におけるわが国の会計基準に基づき、一定条件のもとで、将来の課税所得を減少させ、税金負担を軽減することが認められる場合、繰延税金資産を計上することが認められております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得の予測・仮定に基づいており、実際の結果がこの予測・仮定と異なる場合があります。

当行が、将来の課税所得の予測・仮定に基づき、繰延税金資産の一部又は全部を回収できないと判断した場合には、当行の繰延税金資産の額を減額する可能性があります。繰延税金資産が減額された場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

(3) 劣後債務

現時点での自己資本比率を算出する上で、一定の要件を満たす劣後債務は、自己資本額のうち、補完的項目に一定限度額で算入することが認められております。当行は、これらの既存の劣後債務の自己資本への算入期限到来に際し、同等の条件の劣後債務に借換えることができない可能性があります。借換えることができない場合、当行の自己資本比率が低下する可能性があります。

5 当行に対する外部格付が低下するリスク

格付機関が当行の格付を引き下げた場合、インターバンク市場や一般顧客との取引において、当行に対する与信枠の縮小や調達金利上昇等の取引条件の悪化を招き、当行の資本・資金調達及びその他の業務に悪影響を与える可能性があります。

6 決済リスク

(1) 銀行間の決済システムに障害等が発生した場合には、インターバンク市場や一般顧客取引でのスムーズな決済ができなくなることから、決済費用の増加や金融機関全般への信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他の金融機関が決済できなくなった場合には、未決済金額のうち当該金融機関により決済システムに差入れている担保を超えた部分について、加盟行としてそれぞれの決済システムの規定に基づき損失を分担することとなり、損害が発生する可能性があります。

7 お客さまに関する情報が漏洩するリスク

当行及び当行のグループ会社では、膨大なお客さまに関する情報を保有しており、情報管理に関する規定及び体制の整備や、役職員等に対する教育の徹底等によりお客さまに関する情報の管理には万全を期しております。

しかしながら、外部からの不正アクセス、役職員、委託先等による人為的ミス、事故等によりお客さまの情報が外部へ漏洩した場合、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信用失墜等により、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

8 オペレーショナルリスク

当行及び当行グループが業務を遂行していく際にはオペレーショナルリスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労働管理面及び職場環境面での問題の発生、お客さまへの商品勧誘や販売行為等における不適切な行為、自然災害等による被災やシステム障害等に伴う事業中断、並びに不適切な事務処理等、内部プロセス・人・システムが適切に機能しないことや外部で発生した事象により、損失が発生する可能性があります。これらの場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(1) 事務リスク

役職員等が事務に関する社内規定・手続等に定められたとおりの事務処理を怠る、あるいは事故、不正等をおこす可能性があります。この場合に、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 情報システムに関するリスク

当行及び当行グループが使用している情報システムにおいては、障害発生防止に万全を期しておりますものの、品質不良、人為的ミス、外部からの不正アクセス、災害や停電等の要因によって障害が発生した場合、障害規模によっては当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

9 損害賠償請求訴訟等を提起されるリスク

当行及び当行グループは銀行業務を中心に、リース業務、貸出業務、クレジットカード業務、信用保証業務等を行うことにより付加価値の高い金融サービスを提供しており、こうした業務遂行の過程で、必ずしも当行及び当行グループ各社に責めはなくとも、様々なトラブルに巻き込まれること等に起因して損害賠償請求訴訟等を提起されたり、損害に対する賠償を余儀なくされたりする可能性があります。その帰趨によっては、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

10 当行及び当行グループのビジネス戦略が奏功しないリスク

当行及び当行グループは、預貸金ボリュームの増大や手数料収入の増強等、収益拡大を図るための様々なビジネス戦略を実施しておりますが、以下をはじめとする様々な要因により、これらの戦略が功を奏しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

- ① 優良中小企業向け貸出及び住宅ローン等個人向け貸出のボリューム増大が進まないこと
- ② 他行との競争激化により、リスクに見合った貸出金利の徴求や預金金利の抑制等による利鞘拡大策が予定通りに進まないこと
- ③ フィービジネス等による手数料収入の増大が期待通りに進まないこと
- ④ 経費削減等の効率化を図る戦略が期待通りに進まないこと
- ⑤ 店舗統廃合等の効率化を図る戦略が顧客の不満を招くこと

11 各種の規制及び制度等の変更に伴うリスク

当行及び当行グループは、現時点における銀行法等の各種規則及び法制度に基づいて業務を行っております。将来において、法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等が変更された場合には、当行及び当行グループの業務運営に影響を与え、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

12 コンプライアンス態勢の整備が奏功しないリスク

当行及び当行グループは現時点における会社法、銀行法、金融商品取引法及び証券取引所が定める関係規則等の各種の規則及び法制度等に基づいて業務を行っております。

当行及び当行グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス態勢及び内部管理態勢の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけ、役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う態勢を整備するとともに、不正行為の防止・発見のための予防策を講じております。しかし役職員が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、またお客さま及びマーケット等からの信用失墜により、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当行は平成18年11月2日に「お客さまからの融資のご要望に対して、正規の手続きを経ずに、他のお客さまの資金を一時的に流用して、融資等にあてていた」という不祥事件の発生に関連して近畿財務局長より業務改善命令を受けております。これを真摯に受け止め、当行は平成18年12月4日に提出した業務改善計画に従い、再発防止策の実施や定着化に努めております。

13 親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係変更に伴うリスク

当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結子会社であり、同グループにおける、当行グループの位置付け等に変更が生じた場合には、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社三井住友フィナンシャルグループや株式会社三井住友銀行の、格付会社による格付が下がった場合には、当行の格付が低下する可能性があります。

なお、株式会社三井住友フィナンシャルグループとの関係は以下の通りであります。

(1) 株式会社三井住友フィナンシャルグループの概況

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社は、銀行業務を中心に、リース業務、証券業務、クレジットカード業務、投融資業務、ベンチャーキャピタル業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

また、同社は同社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

(2) 株式会社三井住友フィナンシャルグループでの当行の位置付け

株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の関係会社におきまして、当行グループは大阪府を中心とした関西地区を営業の地盤とし、中堅・中小企業や個人に対してキメ細かなヒューマンタッチの金融サービスを提供するリテールバンクとして、地域密着の営業を展開する地域金融機関の位置付けにあります。

株式会社三井住友フィナンシャルグループの関係会社の中で、当行と同様に国内で銀行業を営む会社は、株式会社三井住友銀行、株式会社みなと銀行、株式会社ジャパンネット銀行があり、各社の事業競合の状況は以下のとおりであります。

株式会社三井住友銀行は、国際的な事業展開を行う銀行であり、大阪府を営業地盤とする地方銀行の当行とは経営のスタンスが大きく異なりますが、大阪府におきましては一部事業競合する形となります。しかしながら、大阪府の市場規模が非常に大きいことに加えて、営業戦略や商品戦略の違いから棲み分けが図られており、目立った事業競合はありません。

また、株式会社みなと銀行は兵庫県を営業地盤としていること、株式会社ジャパンネット銀行はインターネット専業銀行であることから、特段の事業競合はありません。

なお、当行は株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行の連結対象会社であり、同社グループの経営方針を踏まえて、当行が独自の判断に基づく経営を行っており、株式上場会社として一定の独立性を確保しております。

(3) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの資本関係

平成21年3月31日現在の株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び同社の連結子会社との資本関係は以下のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	—	—
株式会社三井住友銀行	357,159	56.30
株式会社クオーク	27,339	4.30
三井住友カード株式会社	17,817	2.80
三井住友ファイナンス&リース株式会社	14,721	2.32
株式会社日本総合研究所	12,890	2.03
その他	2,225	0.35
計	432,152	68.12

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社クオークは、平成21年4月1日をもって株式会社オーエムシーカード及び株式会社セントラルファイナンスと合併し、株式会社セディナと社名変更しております。

(4) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの人的関係

① 役員の兼任の状況

平成21年3月31日現在における当行役員13名のうち、株式会社三井住友フィナンシャルグループの役員を兼ねる者及び出身者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行の役員を兼ねる者はなく、出身者は5名であります。

② 受入出向者の状況

平成21年3月31日現在における株式会社三井住友フィナンシャルグループからの受入出向者はありません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行からの出向者は14名であり、株式会社日本総合研究所からの出向者は2名であります。これらの出向者につきましては、諸課題を克服していくための補完的な役割を目的に当行の要請に基づき当面の対応として受け入れております。

(5) 株式会社三井住友フィナンシャルグループとの取引

株式会社三井住友フィナンシャルグループとの取引はございません。

また、同社の子会社である株式会社三井住友銀行との主な取引は以下のとおりであります。

自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日

会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	664,986	銀行業務	被所有	56.59 (0.16)
	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	銀行業務	営業取引	39,941	預金	100,140
				借入金	18,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 一般の取引先と同様に決定しております。
- ② 借入金とは他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- ③ 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

14 びわこ銀行との合併を進めていく上でのリスク

当行は、当行及び びわこ銀行が対等の精神に基づき合併することについて、平成21年3月13日に基本合意いたしました。びわこ銀行との合併により、三井住友銀行グループの広域リテールバンクとして今まで以上に地域経済に貢献し、関西エリアトップクラスの銀行として企業価値を高めてゆく所存であります。今後、協議を重ね、合併作業を進めていく過程において、予期せぬ損失や費用が発生する可能性があるほか、合併が想定通りの効果を発揮できない場合や実現がなされない場合は、当行及び当行グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当行、株式会社びわこ銀行（頭取：山田 督、以下「びわこ銀行」）、株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之、以下「三井住友銀行」）は、平成21年3月13日に、当行及び びわこ銀行が対等の精神に基づき合併（以下「本合併」、本合併後の銀行を以下「合併新銀行」）することについての「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。その内容等につきましては以下のとおりであります。

(1) 本合併の目的

世界的な景気低迷を受け、地域経済への影響も一層深まる中、地域金融機関として更に安定した金融機能を発揮するには、経営体力の強化が不可欠な状況となっております。また、環境変化に対応し安定的な成長を持続するため、営業基盤の強化や収益力の向上、多様かつ高度な金融サービスの提供がますます求められております。

このような環境認識のもと、当行とびわこ銀行は、関西エリアトップクラスの経営体力と将来の道州制への動きにも対応した広域営業基盤を有する地方銀行の実現を目指し、合併することを基本合意いたしました。

合併新銀行は、大きな経済規模を誇る大阪における更なる成長を目指すとともに、人口増加が著しく、富裕層も多い滋賀県マーケットを個人取引の重要な営業基盤として位置付け、三井住友銀行グループの高度な金融ノウハウを活用する新しいタイプの広域リテール地銀として、中小企業及び個人のお客さまに、より一層ご満足いただける金融サービスを提供し、地域経済発展への貢献を目指します。また、環境活動、社会貢献活動等を通じ、地域に対する社会的責任を果たしてまいります。

また、三井住友銀行は、合併新銀行を中核的なグループ会社の一つと位置付けるとともに、複合的な金融グループとしての強みを活かしながら合併新銀行と連携することにより、滋賀県を含めた関西エリアにおいて幅広いお客さまに従来以上に高いご満足をいただけるよう、本合併を支援してまいります。

(2) 本合併の概要

- | | |
|--------|---|
| ①合併期日 | 平成22年3月1日（目途） |
| ②存続会社 | 法手続き上の存続会社は、当行といたします。 |
| ③本店所在地 | 登記上の本店所在地は、大阪府中央区西心斎橋一丁目2番4号といたします。 |
| ④その他 | <ul style="list-style-type: none">・商号、合併比率、資本金、代表者等、合併の詳細については、別途協議のうえ、平成21年11月に予定する合併契約締結までに決定いたします。・合併新銀行は、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部の上場を維持する方針です。・組織上の本部機能については、大阪及び滋賀に配置いたします。・本合併は、法定等の定めに応じ、株主総会決議による承認、関係当局の許認可等が得られることを条件に実施します。 |

(3) 今後の検討体制

本合併の基本的内容の詳細の検討及び本合併後の統合戦略を策定するために、速やかに合併準備委員会を設置しています。

併せて、合併準備委員会のもとに企画、人事、営業、事務システム、リスク管理、コンプライアンス等、個別テーマごとの検討部会を設置し本合併に向けた準備作業を進めています。

(4) 合併までの日程（予定）

- | | |
|----------------|--|
| ①平成21年11月頃（目途） | 合併契約書締結 |
| ②平成22年1月頃（目途） | 合併承認株主総会（臨時） |
| ③平成22年3月1日（目途） | 合併期日（合併期日の4日前（休業日を除く）の日）をもってびわこ銀行は大阪証券取引所市場第一部において上場廃止となる予定です。ただし、合併新銀行は、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部の上場を維持する予定です。 |

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

1 財政状態

(1) 預金、譲渡性預金

預金は、個人預金の順調な増加を主要因として、年度中854億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆8,340億円となりました。

また、譲渡性預金は、年度中718億円減少し、当連結会計年度末残高は2,553億円となりました。

(2) 貸出金

貸出金は、住宅ローンの順調な増加を主要因として、年度中251億円増加し、当連結会計年度末残高は2兆7,674億円となりました。

また、当行単体の金融再生開示債権と保全状況は以下のとおりであります。

金融再生法開示債権は、前事業年度末比791億5千万円増加して1,474億9千2百万円となり、開示債権比率につきましては、前事業年度末比2.9%増加して5.3%となりました。また、債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が632億5千7百万円増加して913億6千1百万円、危険債権が255億8百万円増加して506億1千8百万円、要管理債権が96億1千5百万円減少して55億1千2百万円となりました。

開示債権の保全状況は、金融再生法開示債権1,474億9千2百万円に対して、貸倒引当金による保全が90億6千3百万円、担保保証等による保全が1,255億3千2百万円となり、保全率は91.2%となっております。

今後についても、引き続き、オフバランス化の更なる推進と企業再生・劣後防止への一段の取組み強化等を図り、開示債権残高の一層の削減に取り組んでまいりたいと考えております。

金融再生法開示債権(単体)

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	前事業年度比 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	28,103	91,361	63,257
危険債権	25,110	50,618	25,508
要管理債権	15,127	5,512	△9,615
合計(A)	68,341	147,492	79,150
正常債権	2,694,514	2,634,323	△60,190
総計(B)	2,762,855	2,781,815	18,959
開示債権比率((A)/(B))	2.4%	5.3%	2.9%
直接減額実施額	23,718	59,773	36,055

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	前事業年度比 (百万円)
保全額(C)	59,003	134,595	75,591
貸倒引当金(D)	9,031	9,063	31
担保保証等(E)	49,972	125,532	75,559

(注) 貸倒引当金には、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額を計上しております。

保全率(C)/(A)	86.3%	91.2%	4.9%
貸倒引当金の総額を分子にした場合の保全率	99.4%	109.0%	9.6%

担保保証等控除後の開示債権に対する引当率 (D)/((A)-(E))	49.1%	41.2%	△7.9%
貸倒引当金の総額を分子にした場合の引当率	98.0%	160.5%	62.5%

(3) 有価証券

有価証券は、市場の金利動向に留意しながら効率的な資金運用を図りました結果、年度中254億円減少し、当連結会計年度末残高は3,638億円となりました。

2 経営成績

(1) 損益状況

当連結会計年度も引き続き、資金の効率的な調達と運用を図り、経営の合理化・効率化に努めてまいりました。

経常収益は、投資信託の販売が伸び悩んだこと等による役員取引等収益の減少等により、前連結会計年度比38億2千2百万円減少し、1,087億9千6百万円となりました。

経常費用は、不動産市況や取引先企業の信用状況の悪化による与信関係費用の増加、また、びわこ銀行との合併新銀行の財務の安定性を高める狙いから、今後の金融経済環境や不動産市況の更なる悪化等による将来リスクに対し、予防的な引当を実施したために与信関係費用が増加したこと等により、前連結会計年度比529億4千2百万円増加し、1,466億9千5百万円となりました。

これらの結果、経常利益は、前連結会計年度比567億6千5百万円減少し、378億9千8百万円の損失となり、特別損益等を勘案した当期純利益は、前連結会計年度比380億1千9百万円減少し、249億6千3百万円の純損失となりました。

(2) 自己資本比率

平成21年3月に、三井住友銀行を割当先とする第三者割当増資約200億円と海外特別目的子会社が優先出資証券を150億円発行したことにより、連結自己資本比率は10.24%に、単体自己資本比率は10.39%となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の概要は、次のとおりであります。

(1) 銀行業

当行では、お客さまの利便性の向上と業務の一層の効率化を図るため、堺筋本町支店ほか4店舗を新設いたしました。また、川西支店（旧山本支店）を移転、新宿アーバンプラザほか5店舗の改修を含むその他店舗の設備更新を行いました結果、当期の設備投資額は7,370百万円となりました。一方、店舗利用の効率化を図るため、4物件を売却いたしました。

(2) リース業

重要なものはありません。

(3) その他事業

重要なものはありません。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(1) 銀行業

(平成21年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
当行	—	本店ほか2店	大阪市中央区	店舗・ 事務所	1,966	8,512	3,632	1,839	—	13,984	651
	—	大阪西支店	大阪市西区	店舗	—	—	18	4	—	23	14
	—	深江プラザ	大阪市東成区	店舗	(414) 1,096	211	76	10	—	298	4
	—	今川支店	大阪市東住吉 区	店舗	1,043	198	59	5	—	263	12
	—	放出支店 ほか1店	大阪市鶴見区	店舗	(140) 1,150	369	51	3	—	425	22
	—	生野支店	大阪市生野区	店舗	538	104	34	3	—	142	12
	—	加美支店 ほか1店	大阪市平野区	店舗	756	274	251	13	—	539	23
	—	難波支店	大阪市浪速区	店舗	316	155	56	2	—	214	13
	—	天王寺支店	大阪市天王寺 区	店舗	—	—	46	4	—	51	16
	—	旧阿倍野南支 店	大阪市阿倍野 区	その他	299	79	52	—	—	131	—
	—	玉出支店	大阪市西成区	店舗	476	148	29	2	—	180	12
	—	梅田支店 ほか2店	大阪市北区	店舗	87	282	205	16	—	504	47
	—	京橋支店	大阪市都島区	店舗	(365) 365	—	—	1	—	1	12
	—	上新庄支店	大阪市東淀川 区	店舗	—	—	57	2	—	60	13
—	住吉支店	大阪市住吉区	店舗	—	—	90	9	—	100	11	

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
—	出来島支店	大阪市西淀川区	店舗	668	187	73	3	—	263	8	
—	野田阪神支店	大阪市福島区	店舗	—	—	62	6	—	68	12	
—	大正支店	大阪市大正区	店舗	—	—	83	7	—	90	10	
—	住之江支店	大阪市住之江区	店舗	(330) 4,937	930	1,740	135	—	2,806	63	
—	鳴野支店	大阪市城東区	店舗	(466) 466	—	—	1	—	1	7	
—	十三支店 ほか1店	大阪市淀川区	店舗	1,212	1,003	846	74	—	1,924	24	
—	千林支店	大阪市旭区	店舗	350	111	50	0	—	162	6	
—	港支店	大阪市港区	店舗	(264) 264	—	54	6	—	61	10	
—	春日出プラザ	大阪市此花区	店舗	508	91	45	4	—	140	4	
—	枚岡支店 ほか4店	大阪府東大阪市	店舗	1,975	477	355	35	—	867	53	
—	豊中服部支店 ほか3店	大阪府豊中市	店舗	1,093	441	677	43	—	1,163	52	
—	枚方支店 ほか1店	大阪府枚方市	店舗	250	153	120	9	—	283	23	
—	堺支店 ほか1店	堺市堺区	店舗	2,115	679	124	14	—	818	19	
—	中もぎ支店	堺市北区	店舗	—	—	45	2	—	47	9	
—	鳳支店	堺市西区	店舗	—	—	37	2	—	40	8	
—	初芝支店 ほか1店	堺市東区	店舗	316	67	122	7	—	197	23	
—	高槻支店 ほか2店	大阪府高槻市	店舗	1,769	426	106	3	—	536	16	
—	豊津支店 ほか2店	大阪府吹田市	店舗	396	142	135	11	—	289	31	
—	茨木支店 ほか1店	大阪府茨木市	店舗	183	43	42	5	—	91	21	
—	守口支店 ほか1店	大阪府守口市	店舗	433	175	119	13	—	308	20	
—	八尾支店 ほか2店	大阪府八尾市	店舗	683	188	216	23	—	429	29	
—	住道支店 ほか1店	大阪府大東市	店舗	1,673	424	102	4	—	531	14	
—	布忍支店	大阪府松原市	店舗	578	151	58	3	—	213	10	
—	門真支店	大阪府門真市	店舗	1,282	507	245	11	—	764	15	
—	柏原支店	大阪府柏原市	店舗	—	—	39	3	—	42	12	
—	狭山支店	大阪府富田林市	店舗	354	93	50	3	—	146	8	
—	池田支店	大阪府池田市	店舗	1,185	332	190	10	—	532	13	
—	寝屋川支店 ほか1店	大阪府寝屋川市	店舗	985	131	280	10	—	423	25	
—	箕面支店	大阪府箕面市	店舗	741	237	215	9	—	461	14	
—	羽曳野支店 ほか1店	大阪府羽曳野市	店舗	430	91	93	7	—	192	15	
—	四条畷支店	大阪府四條畷市	店舗	—	—	55	2	—	57	8	
—	河南プラザ	大阪府南河内郡河南町	店舗	298	27	33	4	—	66	4	
—	交野プラザ	大阪府交野市	店舗	519	72	43	4	—	121	5	
—	鳥飼支店	大阪府摂津市	店舗	(344) 344	—	8	1	—	10	5	

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
	—	岸和田支店	大阪府岸和田市	店舗	(1,166) 1,166	—	236	11	—	247	13
	—	日根野支店	大阪府泉佐野市	店舗	—	—	23	3	—	26	10
	—	奈良支店	奈良県奈良市	店舗	277	166	55	1	—	223	13
	—	高田支店	奈良県大和高田市	店舗	1,690	357	180	7	—	545	12
	—	五条プラザ	奈良県五條市	店舗	373	28	53	9	—	91	5
	—	神戸支店	神戸市中央区	店舗	—	—	42	4	—	46	17
	—	川西支店 ほか1店	兵庫県川西市	店舗	274	138	349	23	—	510	20
	—	尼崎支店 ほか1店	兵庫県尼崎市	店舗	(320) 320	—	99	4	—	104	21
	—	淡路島支店	兵庫県淡路市	店舗	(803) 803	—	105	3	—	108	8
	—	西宮支店	兵庫県西宮市	店舗	138	104	65	1	—	170	12
	—	山本プラザ	兵庫県宝塚市	店舗	330	49	67	8	—	124	4
	—	京都支店 ほか1店	京都市下京区	店舗	419	241	121	12	—	375	35
	—	北野支店	京都市北区	店舗	484	144	43	2	—	190	13
	—	藤森支店 ほか1店	京都市伏見区	店舗	1,466	508	571	14	—	1,093	19
	—	大久保プラザ	京都府宇治市	店舗	280	62	53	8	—	124	4
	—	八幡支店	京都府八幡市	店舗	—	—	0	1	—	1	4
	—	木津支店	京都府木津川市	店舗	495	104	24	0	—	130	5
	—	福知山支店	京都府福知山市	店舗	322	76	9	2	—	88	6
	—	和歌山支店	和歌山県和歌山市	店舗	—	—	46	6	—	52	13
	—	橋本支店	和歌山県橋本市	店舗	559	73	47	3	—	123	8
	—	旧粉河支店	和歌山県紀の川市	その他	243	15	—	—	—	15	—
	—	旧御坊支店	和歌山県御坊市	その他	474	28	—	—	—	28	—
	—	名古屋支店	名古屋市中村区	店舗	—	—	24	2	—	26	16
	—	東京支店	東京都中央区	店舗	—	—	52	6	—	58	22
	—	新宿パーソナル プラザ	東京都新宿区	店舗	—	—	75	9	—	85	11
国内 連結 子会社	関西信用 会 社 福カ 一ド株 式会社	本社他	大阪市中央区 他	事務所	153	1,229	292	46	—	1,568	35

(2) リース業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
国内 連結 子会社	関銀リース株式会社	本社他	大阪市中央区 他	事務所	76	566	155	463	—	1,184	34

(3) その他事業

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	帳簿 価額 (百万円)	
国内 連結 子会社	株式会社 関西クレジット・ サービス 関西モー ゲージサ ービス株 式会社	本社他	大阪市中央区 他	事務所	115	856	238	42	—	1,137	65

- (注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、建物を含めた年間賃借料は1,475百万円であります。
- 2 帳簿価額のうち「動産」は事務機器1,920百万円、その他1,190百万円であります。
- 3 当行の店舗外現金自動設備6か所は上記に含めて記載しております。
- 4 関銀リース株式会社はリース業、株式会社関西クレジット・サービスはその他事業にそれぞれ一括計上しております。
- 5 土地の面積については、利用延床面積に応じて按分計上しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において、新たに確定した当行及び連結子会社の重要な設備の新設・除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

(注) 平成21年6月26日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より700,000,000株増加して、1,400,000,000株となりました。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	634,386,000	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は、1,000株であ ります。
計	634,386,000	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権を付与しております。その内容は次のとおりであります。

平成13年6月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	—	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	155円	同左
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～ 平成23年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 155円 資本組入額 78円	同左
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。その他の条件は、付与契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

また、当行は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	158個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日～ 平成24年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 131円 資本組入額 66円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	228個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	228,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～ 平成25年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 179円 資本組入額 90円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	329個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	329,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～ 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 202円 資本組入額 101円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	451個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	451,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～ 平成27年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 313円 資本組入額 157円	同左
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件は、割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

更に、当行は、会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を割当てております。その内容は次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会決議
(取締役に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	162個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	162,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	115個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	115,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～ 平成28年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 628円 資本組入額 314円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

② 平成19年6月28日定時株主総会決議

(取締役に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	174個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	174,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対する付与分)

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	112個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	112,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～ 平成29年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 557円 資本組入額 279円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。</p> <p>その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

③ 平成20年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数	289個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	289,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	302,000円(1株当たり302円)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～ 平成30年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 339円 資本組入額 170円	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	同左

(注) 新株予約権の取得の事由及び条件

当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年2月24日 (注) 1	20,000	479,348	4,540,000	37,040,000	4,540,000	8,546,112
平成21年3月31日 (注) 2	155,038	634,386	9,999,951	47,039,951	9,999,951	18,546,063

(注) 1 有償 一般募集 発行価格 454円 資本組入額 227円

2 有償 第三者割当 発行価格 129円 資本組入額 64.50円 割当先 株式会社三井住友銀行

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	37	27	374	92	3	6,653	7,186	—
所有株式数 (単元)	—	402,525	2,291	147,757	39,590	24	41,557	633,744	642,000
所有株式数 の割合(%)	—	63.52	0.36	23.31	6.25	0.00	6.56	100.00	—

(注) 1 自己株式723,620株は「個人その他」に723単元、「単元未満株式の状況」に620株含まれております。なお、自己株式723,620株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は722,620株であります。

2 上記の「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が24単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号	357,159	56.30
銀泉株式会社	東京都千代田区九段南3丁目9-15	34,122	5.37
株式会社クオーク	東京都港区三田3丁目5-27	27,339	4.30
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋4丁目5-15	17,817	2.80
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	1208 ORANGE STREET, WILMINGTON, DELAWARE (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	17,396	2.74
三井住友ファイナンス&リース 株式会社	東京都港区西新橋3丁目9-4	14,721	2.32
株式会社日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	12,890	2.03
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,983	1.41
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC (常任代理人 モルガン・スタ ンレー証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵 比寿ガーデンプレイスタワー)	5,528	0.87
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,401	0.69
計	—	500,358	78.87

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、少数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社クオークは、平成21年4月1日をもって株式会社オーエムシーカード及び株式会社セントラルファイナンスと合併し、株式会社セディナと社名変更しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 722,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 633,022,000	633,022	—
単元未満株式	普通株式 642,000	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	634,386,000	—	—
総株主の議決権	—	633,022	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、24,000株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が24個含まれております。

2 上記の「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式620株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 関西アーバン銀行	大阪市中央区西心斎橋 1丁目2番4号	722,000	—	722,000	0.11
計	—	722,000	—	722,000	0.11

(注) 自己株式については、上記のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)あります。

なお、当該株式は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

(8) 【ストックオプション制度の内容】

(イ)平成13年6月28日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づき、新株引受権方式により、平成13年6月28日における取締役及び使用人に対して付与することを、平成13年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成13年6月28日
付与対象者の区分及び人数	平成13年6月28日開催の第138期定時株主総会終結の時に在任する当行取締役(8名)及び在職する当行使用人で理事・参与・参事二級の資格を有する本店部長以上又は支店長(37名)。ただし、被出向者は除く。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	238,000株
新株予約権の行使時の払込金額	155円(注)
新株予約権の行使期間	平成15年6月29日～平成23年6月28日
新株予約権の行使の条件	被付与者が取締役又は使用人の地位を失った後も5年間に限り権利を行使できる。 被付与者が死亡した場合には相続人が新株引受権を行使できる。 その他の条件は当行と被付与者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	被付与者及び承継人は、新株引受権を譲渡又は質入することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 発行価額は、権利付与日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合には、次の算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{調整前発行価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}} \right)}{1}$$

また、発行価額は、株式の分割又は併合の場合にも適宜調整されます。

ただし、発行価額は、当行額面普通株式を適法に発行するために必要な最低金額を下回らないものとし、かつ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

(ロ)平成14年 6月27日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成14年 6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成14年 6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役及び当行使用人で理事・参与・参事二級の資格を有する本部長・副本部長・部長・支店長。ただし被出向者は除く。(合計44名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	234,000株 (注) 1、 2
新株予約権の行使時の払込金額	131,000円(1株当たり131円) (注) 3
新株予約権の行使期間	平成16年 6月28日～平成24年 6月27日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権 1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。

2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割 (又は株式併合) の比率

3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合 (新株予約権の行使による場合を除く) には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(ハ)平成15年6月27日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成15年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役及び当行使用人で理事・参与・参事二級の資格を有する本部長・副本部長・部長・部付主席部長・支店長。ただし、被出向者は除く。(合計65名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	306,000株 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	179,000円(1株当たり179円) (注)3
新株予約権の行使期間	平成17年6月28日～平成25年6月27日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(二)平成16年6月29日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成16年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役、執行役員及び当行使用人で理事・参与・参事の資格を有する本部長・副本部長・部長・部付主席部長・支店長。ただし、被出向者は除く。(合計174名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	399,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	202,000円(1株当たり202円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

- 3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(ホ)平成17年6月29日定時株主総会決議

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同法第280条ノ21の規定に基づき、役職員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することについて、平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行取締役及び執行役員 2. 当行使用人で本支店に在籍する理事・上席参与・参与の資格を有する者 3. 当行使用人で本店に在籍する上席参事・参事の資格を有する本部長心得・副本部長心得・部長(ダイレクトバンキング営業部長・事務集中部長・各ハウジング営業本部長心得・各ハウジング営業部長を含む)及び支店長 ただし、被出向者は除く。(合計183名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	464,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	313,000円(1株当たり313円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成19年6月30日～平成27年6月29日
新株予約権の行使の条件	被割当者は、権利行使時において役職員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 被割当者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件は、割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1,000株とします。
2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整します。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率
3 払込金額は、新株予約権発行日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)には、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式分割又は株式併合の際にも適宜調整されます。

(へ)平成18年6月29日定時株主総会決議

- ① 会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(合計9名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	162,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～平成28年6月29日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成18年6月29日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役を兼務していない執行役員(合計14名) 2. 当行の使用人で本支店に在籍する理事、上席参与、参与の資格を有する本部長、本部長心得、副本部長、部長、室長、プラザ長、支店長(合計46名) ただし、被出向者は除く。(合計60名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	115,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	490,000円(1株当たり490円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成20年6月30日～平成28年6月29日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

(ト)平成19年6月28日定時株主総会決議

- ① 会社法第236条、第238条、第239条及び第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役（合計10名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	174,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～平成29年6月28日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

- ② 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行の取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて、平成19年6月28日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役を兼務していない執行役員(合計14名) 2. 当行の使用人で本支店に在籍する理事、上席参与、参与の資格を有する本部長、本部長心得、副本部長、部長、プラザ長、支店長。 (合計48名) ただし、被出向者は除く。(合計62名)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	112,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	461,000円(1株当たり461円)(注)3
新株予約権の行使期間	平成21年6月29日～平成29年6月28日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、執行役員の任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

(チ)平成20年6月27日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行取締役、取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当行取締役会に委任すること並びに会社法第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成20年6月27日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数	1. 当行の取締役（合計9名） 2. 当行の取締役を兼務していない執行役員（合計16名） 3. 使用人（合計45名） （合計70名）
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	289,000株(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	平成22年6月28日～平成30年6月27日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。 その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

- 2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

- 3 新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

- 4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

(リ)平成21年6月26日定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当行取締役、取締役を兼務していない執行役員及び使用人に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権について、募集事項の決定を当行取締役会に委任すること並びに会社法第361条の規定に基づき、当行取締役に対し、報酬等として、ストックオプションとしての新株予約権を発行することについて、平成21年6月26日開催の定時株主総会において決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数	平成21年6月26日開催の第146期定時株主総会以後に開催される取締役会の決議による。
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	420,000株を上限とする。(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額	(注)3
新株予約権の行使期間	平成23年6月27日～平成31年6月26日
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時において取締役、執行役員又は使用人の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、取締役、執行役員又は使用人の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。その他の条件については、定時株主総会及び取締役会の決議に基づき、当行と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1,000株とします。

2 当行が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整します。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割(又は株式併合)の比率

また、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式の数を調整します。

3 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に上記1に定める新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とします。

行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日前から始まる30取引日の大阪証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)及び新株予約権の割当日の大阪証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値(終値のない場合はそれに先立つ直近日の終値)のどちらか低くない方に1.05を乗じた金額とします。ただし、1円未満の端数は切り上げます。なお、新株予約権の割当日後に当行が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く。)、行使価額は次の算式により調整されます。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権の割当日後に当行が株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額は適宜調整されます。

上記の他、当行が合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で行使価額を調整します。

4 当行が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、又は当行が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当行は、新株予約権を無償で取得することができます。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当ありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当ありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	30,036	5,127,356
当期間における取得自己株式	2,274	401,422

(注) 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる自己株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求)	15,969	6,463,749		
その他 (ストックオプションの権利行使)	7,000	2,857,940	—	—
保有自己株式数	722,620	—	724,894	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り買増し及びストックオプションの権利行使による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当行は、銀行業の公共性に鑑み、経営の健全性確保の観点から資本の充実に留意しつつ、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当行の剰余金の配当につきましては、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としています。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当行は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、多額の損失計上となりましたので、誠に遺憾ながら前事業年度に比べ1株当たり2円減配し3円としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えとすることとしております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成21年6月26日 定時株主総会決議	1,900	3

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第142期	第143期	第144期	第145期	第146期
決算年月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
最高(円)	286	695	580	495	326
最低(円)	165	259	400	220	86

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月	平成21年1月	2月	3月
最高(円)	164	145	148	144	145	169
最低(円)	86	107	132	127	132	138

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)		伊藤 忠彦	昭和18年11月20日生	昭和42年4月 平成4年6月 平成9年6月 平成11年1月 平成11年1月 平成11年6月 平成16年2月 平成20年6月 株式会社住友銀行入行 同行取締役 同行常務取締役 同行顧問 同取締役社長 同頭取 同頭取兼最高執行役員 同取締役会長(現職)	平成20年 6月から 2年	50
取締役副会長 (代表取締役)		北村 明良	昭和26年3月16日生	昭和49年4月 平成15年6月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 同行常務執行役員 同行取締役兼専務執行役員 同行顧問 同取締役副会長(現職)	平成21年 6月から 2年	10
頭取 (代表取締役) 兼 最高執行役員	監査本部 担当	北 幸二	昭和28年3月15日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 当行本店支配人 同専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員 同頭取兼最高執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	15
副頭取 (代表取締役) 兼 副頭取 執行役員	管理総本部 担当	山田 寛	昭和22年10月2日生	昭和45年4月 平成12年1月 平成12年6月 平成14年6月 平成16年2月 平成17年6月 平成20年5月 当行入行 同業務本部長 同取締役 同常務取締役 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員 同副頭取兼副頭取執行役員(現職)	平成20年 6月から 2年	15
専務取締役 兼 専務執行役員	ハウジング営 業総本部長	高 舛 啓 次	昭和28年3月2日生	昭和52年4月 平成17年6月 平成20年5月 平成20年6月 株式会社住友銀行入行 株式会社三井住友銀行執行役員 当行専務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	平成20年 6月から 2年	10
専務取締役 兼 専務執行役員	法人営業総本 部長	浅野 剛 司	昭和23年11月6日生	昭和48年4月 平成17年4月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年6月 当行入行 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	12
専務取締役 兼 専務執行役員	融資総本部長	服 部 壽 恵 廣	昭和24年2月23日生	昭和47年4月 平成10年5月 平成13年2月 平成16年2月 平成17年6月 平成20年6月 平成21年6月 株式会社東海銀行入行 同行グループ審査部主席審査役 株式会社関西さわやか銀行執行役員 当行執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	平成20年 6月から 2年	20
専務取締役 兼 専務執行役員	営業統括本部 担当並びに業 務総本部長 兼 プライベート バンキング 事業本部長	岡 下 和 美	昭和25年12月16日生	昭和44年4月 平成16年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年5月 平成17年6月 平成19年6月 平成21年6月 株式会社住友銀行入行 同行本店上席調査役 当行本店支配人 同取締役兼執行役員 同取締役辞任 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員 同専務取締役兼専務執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 兼 常務執行役員	企画統括総本 部長 兼 合併準備委員 会事務局長	安藤 寛	昭和29年8月31日生	昭和52年4月 平成19年10月 平成21年4月 平成21年6月	当行入行 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	7
常務取締役 兼 常務執行役員	戦略法人営業 総本部長	山本 忠	昭和31年1月23日生	昭和53年4月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年6月	当行入行 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	5
常務取締役 兼 常務執行役員	京都中央営業 本部長 兼 京都中央支店 長	吉江 裕	昭和27年12月18日生	昭和50年4月 平成13年2月 平成16年2月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年6月	株式会社幸福相互銀行入行 株式会社関西さわやか銀行総務部 長 当行ハウジング営業第二本部長 同執行役員 同常務執行役員 同常務取締役兼常務執行役員(現職)	平成21年 6月から 2年	1
常勤監査役		近藤 富夫	昭和26年1月20日生	昭和49年4月 平成18年5月 平成18年6月	当行入行 同本店支配人 同常勤監査役(現職)	平成18年 6月から 4年	15
常勤監査役		篠倉 陽	昭和28年9月14日生	昭和52年4月 平成13年2月 平成16年2月 平成20年4月 平成20年6月	株式会社幸福相互銀行入行 株式会社関西さわやか銀行花園支 店長 当行河南支店長 同監査統括本部支配人 同常勤監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	5
監査役		露木 脩二	昭和15年6月15日生	昭和41年4月 昭和57年8月 平成12年6月	弁護士登録 露木法律事務所開設(現職) 当行監査役(現職)	平成19年 6月から 4年	7
監査役		長谷川 鎌一	昭和21年2月20日生	昭和44年4月 平成11年10月 平成12年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成20年4月 平成20年6月	株式会社住友銀行入行 同行本店支配人兼国際総括部中国 室長 マツダ株式会社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役専務執行役員 同社取締役 当行監査役(現職)	平成20年 6月から 4年	3
計							186

- (注) 1 所有株式数の千株未満は切り捨てております。
 2 監査役 露木脩二及び長谷川鎌一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3 当行では、「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成21年6月29日現在の執行役員は次のとおりであります。

最高執行役員	北 幸 二	監査本部担当
副頭取執行役員	山 田 寛	管理総本部担当
専務執行役員	高 舂 啓 次	ハウジング営業総本部長
専務執行役員	浅 野 剛 司	法人営業総本部長
専務執行役員	服 部 壽 恵 廣	融資総本部長
専務執行役員	岡 下 和 美	営業統括本部担当並びに業務総本部長兼プライベートバンキング事業本部長
常務執行役員	安 藤 寛	企画統括総本部長兼合併準備委員会事務局長
常務執行役員	山 本 忠	戦略法人営業総本部長
常務執行役員	吉 江 裕	京都中央営業本部長兼京都中央支店長
常務執行役員	今 村 哲 郎	東京営業統括本部長兼東京法人本部長兼東京支店長兼東京事務所長
常務執行役員	山 口 高 宏	融資総本部副総本部長兼融資本部長
常務執行役員	池 田 清	法人営業総本部副総本部長兼業務本部長兼法人営業統括部長
常務執行役員	脇 阪 幸 治	戦略東海法人本部長兼名古屋支店長
常務執行役員	清 水 良 和	ハウジング営業総本部副総本部長兼ハウジング事業本部長兼ハウジング事業部長兼ハウジング営業統括部長
常務執行役員	松 村 昭 夫	戦略法人営業総本部副総本部長兼営業統括本部長兼外国営業本部長
執行役員	井 上 正 史	審査本部長兼審査統括部長
執行役員	奥 村 淳 二	総務部長
執行役員	正 岡 重 哉	経営企画統括本部長兼財務企画部長
執行役員	尾 崎 賢	人事部長
執行役員	川 口 章 平	ハウジング法人事業本部長兼オーナー事業本部長兼オーナー事業部長兼ハウジング開発部長
執行役員	麿 島 哲	ビジネスソリューション営業本部長兼ビジネスソリューション営業第一部長兼戦略法人統括部長
執行役員	今 井 善 照	法人業務本部長兼法人業務部長兼不動産ファイナンス室長
執行役員	内 藤 洋	戦略ソリューション営業本部長兼戦略ソリューション営業第二部長

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(イ) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、「社会価値の追求」「業務革新の断行」「人間尊重の経営」を経営の基本方針とし、公共性の高い地域金融機関として、地域経済の健全な発展に貢献するという社会的使命の遂行を経営上の最重要課題と位置付けております。

その実現のために、「地域社会発展への貢献」「お客さま本位の徹底」「健全経営の堅持」「人間性尊重」「自由闊達な企業風土」の4つを企業倫理と位置付け、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度の強化と併せ、コンプライアンス並びにリスク管理等の内部管理態勢の充実を進め、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

(a) 会社の機関の内容

平成21年6月29日現在における当行の取締役会は取締役11名で構成されており、法令の決議事項に加えて重要な業務執行に関する事項について決議しております。定例取締役会は毎月1回、臨時取締役会は必要があるごとに開催しております。

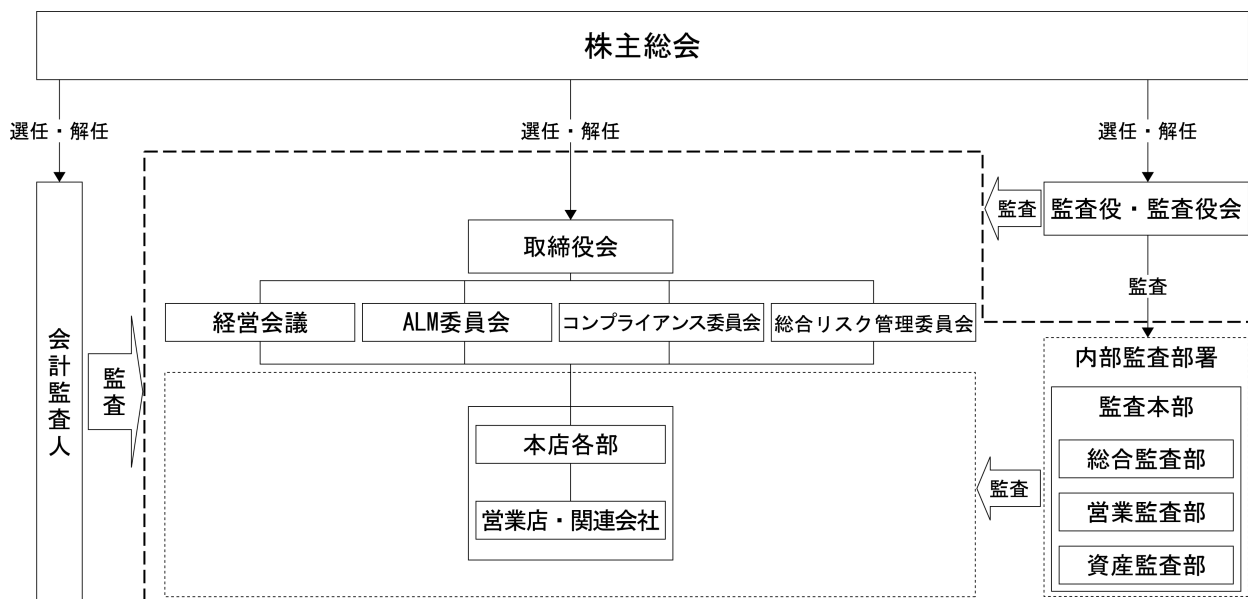
監査役は4名で、このうち2名が社外からの選任であります。各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務及び財産の状況調査を通して、当行の業務執行状況の監査を実施しております。

取締役会の下に、業務執行等に関する最高意思決定機関として「経営会議」を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。定例経営会議としては、毎月4回の実施に加え必要のあるごとに随時開催しております。

また、執行役員制度を導入して「経営の重要事項の決定機能及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、取締役会の一層の活性化を図っております。

さらに、取締役会から授権された独立決議機関として「ALM委員会」「コンプライアンス委員会」「総合リスク管理委員会」の各委員会を設置し、リスク管理の充実・強化を図っております。

(コーポレート・ガバナンス体制)



(b) 取締役の定数

当行の取締役は11名以内とする旨を定款で定めております。

(c) 取締役の選解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び当該選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(d) 自己の株式の取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定に従い、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にすることを目的とするものであります。

(e) 中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

(f) 株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(g) 内部統制システムの整備の状況

当行は、健全な経営を維持していくために、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制等の内部統制システム(業務の適正を確保するために必要な体制)を以下の通り定め、整備しております。

①取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、情報管理規定、文書管理規則、情報管理規則等に則り、適切な保存及び管理を行う。

②損失の危険の管理に関する規定その他の体制について

a 当行の損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議により、リスク管理の基本的事項をリスク管理規定として定め、リスク管理担当部署が経営企画担当部署とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

b 担当役員、リスク管理担当部署及び経営企画担当部署は、リスク管理規定に基づいて取締役会に承認された統合的なリスク管理の基本方針及び各リスクカテゴリー毎に定める基本方針に基づいてリスク管理を行う。

- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、業務計画を策定し、それに基づく業務運営及び業績管理を行う。
 - b 各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、組織・職務権限に関する規定等を定め、これらの規定に則った適切な権限委譲を行う。
- ④役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について
- a 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会でコンプライアンス・マニュアルを制定し、役職員がこれを遵守する。
 - b 当行におけるコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規定の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進める。
 - c 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制規定等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備・運用するとともに、その有効性を評価する。
 - d 当行及び役職員による法令等の違反を早期に発見・是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。
 - e 上記の実施状況を検証するため、各部署から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議等に対して報告する。
- ⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- a 当行グループの経営上の基本方針及び基本的計画は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下、「SMFG」という。)のグループ基本方針及び基本的計画を踏まえて決定する。
 - b グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、グループ会社経営管理規定等を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。
 - c 当行グループ内における取引等の公正性及び適切性を確保するため、当行を含むグループ内の会社間の取引等に係る方針をグループ内取引管理規則として定め、同規則に基づいた運営及び管理を行う。また、これらの取引等のうち、当行グループの経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、取締役会の承認を得るものとする。
 - d 当行を含むSMFGグループ内の会社間取引においては、SMFGグループ内取引管理規則に基づく運営及び管理を行う。これらの取引等のうち、SMFGグループ全体の経営に重大な影響を与える可能性のある取引等については、SMFGに報告する。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人の体制、取締役からの独立性について
- a 監査役の監査業務の遂行の補助は、組織・職務権限規定等により定める職員がその任にあたる。
 - b 監査役の補助にあたる職員の取締役からの独立性を確保するため、それら職員の人事評価・異動については、監査役の同意を必要とする。
- ⑦役職員が監査役に報告をするための体制等に係る事項について
- a 役職員は、当行もしくはグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令、定款に違反する重大な事実を発見したときには、コンプライアンス・マニュアルに基づき当該事実を監査役に対し報告する。
 - b 役職員は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには速やかに当該事項を報告する。

⑧監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に係る事項について

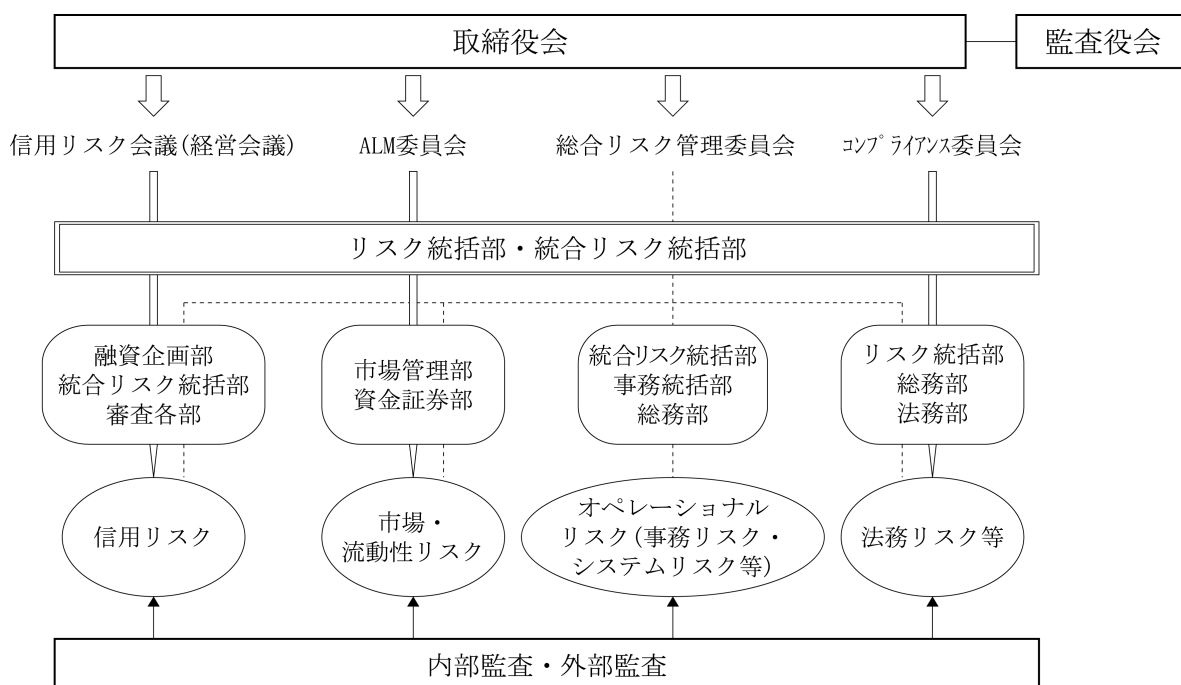
- a 内部監査担当部署は、監査役と緊密な連携を保ち、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。
- b 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(h) リスク管理体制の整備の状況

当行では取締役会から授権された独立決議機関として「ALM委員会」「コンプライアンス委員会」「総合リスク管理委員会」の各委員会を設置し、リスク管理の充実・強化を図っております。

また、取締役会の決議により「リスク管理規定」を制定するとともに、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナルリスク」「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」に関するリスク管理の基本方針を定め、「統合的なリスク管理の基本方針」でリスク管理に対する意思決定及び経営陣の役割、各種リスク管理部署等の組織と役割及びリスク管理の内容を定めております。(平成21年6月29日現在)

(リスク管理体制)



(i) 役員の報酬の内容

当事業年度における当行の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

- ①取締役に対する報酬
229百万円
- ②監査役に対する報酬
39百万円

(注) 上記のうち、取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価はありません。

(j) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査部署につきましては、監査本部及び傘下の総合監査部、営業監査部及び資産監査部で構成されており、本店各部、営業店及び関連会社に対する内部監査を実施しております。このような監査を通じて、事故の未然防止を図るとともに、リスク管理状況を厳しくチェックする体制としております。平成21年6月29日現在における人員は、監査本部3名、総合監査部16名、営業監査部6

名、資産監査部8名となっております。

監査役監査につきましては、常勤監査役が中心となり取締役会、経営会議に出席するとともに、各種委員会や会議にも積極的に参加し、取締役の職務執行を十分に監視できる体制となっております。

会計監査につきましては、あずさ監査法人を選任しております。

また、監査本部、監査役及び会計監査人は、年間予定、業務報告などの定期的な打合せを含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(k) 当行と当行の社外監査役の関係

社外監査役と当行との間に、特別な利害関係はありません。

なお、資本関係としては、社外監査役露木脩二、長谷川鎌一の両氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。

(1) 会計監査の状況

会計監査につきましては、あずさ監査法人を選任しております。監査業務が期末に偏ることなく期中に満遍なく実施され、正確で監査し易い環境を整備しております。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

なお、継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

①業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 山川雄二

指定社員 業務執行社員 山中俊廣

指定社員 業務執行社員 今井康好

②監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 10名

会計士補等 8名

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)	監査証明業務に基づく報酬(円)	非監査業務に基づく報酬(円)
提出会社	—	—	68,900,500	9,020,000
連結子会社	—	—	19,300,000	—
計	—	—	88,200,500	9,020,000

② 【その他重要な報酬の内容】

該当ございません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システムリスク管理態勢に関する調査業務、財務報告に係る内部統制の評価作業に関する専門的助言業務の委託であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

定めておりません。

第5 【経理の状況】

1 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)は改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)は改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)の財務諸表について、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

4 連結財務諸表及び財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※6 133,246	208,862
コールローン及び買入手形	1,031	5,401
有価証券	※6, ※13 389,289	※6, ※13 363,871
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,742,228	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7 2,767,409
外国為替	※5 4,620	※5 2,583
その他資産	※6 27,749	※6 40,744
有形固定資産	※9, ※10 44,742	※9, ※10 39,641
建物	10,323	13,956
土地	※8 16,330	※8 20,973
建設仮勘定	1,505	9
その他の有形固定資産	16,582	4,701
無形固定資産	3,861	2,960
ソフトウェア	3,578	2,771
その他の無形固定資産	282	189
繰延税金資産	17,497	38,620
支払承諾見返	14,488	11,283
貸倒引当金	△22,360	△40,133
資産の部合計	3,356,395	3,441,245
負債の部		
預金	※6 2,748,579	※6 2,834,034
譲渡性預金	327,170	255,300
コールマネー及び売渡手形	158	20,178
借入金	※6, ※11 41,318	※6, ※11 99,027
外国為替	70	16
社債	※12 66,000	※12 61,000
その他負債	36,782	35,354
賞与引当金	1,575	1,693
退職給付引当金	3,700	3,736
役員退職慰労引当金	484	441
睡眠預金払戻損失引当金	180	318
偶発損失引当金	364	1,024
再評価に係る繰延税金負債	※8 618	※8 618
支払承諾	14,488	11,283
負債の部合計	3,241,491	3,324,028

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
資本金	37,040	47,039
資本剰余金	8,546	18,546
利益剰余金	56,478	29,117
自己株式	△292	△288
株主資本合計	101,771	94,414
その他有価証券評価差額金	△1,252	△6,959
繰延ヘッジ損益	370	733
土地再評価差額金	※8 858	※8 857
評価・換算差額等合計	△23	△5,368
新株予約権	43	66
少数株主持分	13,111	28,104
純資産の部合計	114,903	117,217
負債及び純資産の部合計	3,356,395	3,441,245

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	112,619	108,796
資金運用収益	78,728	82,498
貸出金利息	71,587	75,982
有価証券利息配当金	5,491	4,692
コールローン利息及び買入手形利息	475	288
債券貸借取引受入利息	28	—
預け金利息	5	22
その他の受入利息	1,140	1,512
役務取引等収益	12,932	10,251
その他業務収益	19,240	12,224
その他経常収益	※1 1,717	※1 3,821
経常費用	93,752	146,695
資金調達費用	19,705	22,650
預金利息	15,010	17,000
譲渡性預金利息	1,747	2,525
コールマネー利息及び売渡手形利息	117	129
債券貸借取引支払利息	2	5
借用金利息	900	1,017
社債利息	1,296	1,471
その他の支払利息	631	501
役務取引等費用	4,303	4,979
その他業務費用	14,697	11,401
営業経費	35,324	36,975
その他経常費用	19,722	70,687
貸倒引当金繰入額	14,558	62,274
その他の経常費用	※2 5,163	※2 8,413
経常利益又は経常損失(△)	18,866	△37,898
特別利益	297	145
固定資産処分益	284	138
償却債権取立益	13	7
特別損失	355	314
固定資産処分損	144	138
減損損失	※4 36	※4 176
その他の特別損失	※3 174	—
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	18,808	△38,067
法人税、住民税及び事業税	10,218	3,924
法人税等調整額	△4,858	△17,452
法人税等合計		△13,528
少数株主利益	393	425
当期純利益又は当期純損失(△)	13,055	△24,963

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	37,040	37,040
当期変動額		
新株の発行	—	9,999
当期変動額合計	—	9,999
当期末残高	37,040	47,039
資本剰余金		
前期末残高	8,546	8,546
当期変動額		
新株の発行	—	9,999
当期変動額合計	—	9,999
当期末残高	8,546	18,546
利益剰余金		
前期末残高	45,863	56,478
当期変動額		
剰余金の配当	△2,395	△2,393
当期純利益又は当期純損失(△)	13,055	△24,963
自己株式の処分	△45	△5
土地再評価差額金の取崩	—	1
当期変動額合計	10,614	△27,360
当期末残高	56,478	29,117
自己株式		
前期末残高	△165	△292
当期変動額		
自己株式の取得	△198	△5
自己株式の処分	71	9
当期変動額合計	△127	4
当期末残高	△292	△288
株主資本合計		
前期末残高	91,284	101,771
当期変動額		
新株の発行	—	19,999
剰余金の配当	△2,395	△2,393
当期純利益又は当期純損失(△)	13,055	△24,963
自己株式の取得	△198	△5
自己株式の処分	26	4
土地再評価差額金の取崩	—	1
当期変動額合計	10,487	△7,356
当期末残高	101,771	94,414

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4,846	△1,252
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,099	△5,707
当期変動額合計	△6,099	△5,707
当期末残高	△1,252	△6,959
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△306	370
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	676	363
当期変動額合計	676	363
当期末残高	370	733
土地再評価差額金		
前期末残高	858	858
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△1
当期変動額合計	—	△1
当期末残高	858	857
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,398	△23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,422	△5,344
当期変動額合計	△5,422	△5,344
当期末残高	△23	△5,368
新株予約権		
前期末残高	14	43
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	22
当期変動額合計	29	22
当期末残高	43	66
少数株主持分		
前期末残高	13,160	13,111
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△49	14,992
当期変動額合計	△49	14,992
当期末残高	13,111	28,104

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	109,858	114,903
当期変動額		
新株の発行	—	19,999
剰余金の配当	△2,395	△2,393
当期純利益又は当期純損失(△)	13,055	△24,963
自己株式の取得	△198	△5
自己株式の処分	26	4
土地再評価差額金の取崩	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,442	9,670
当期変動額合計	5,045	2,313
当期末残高	114,903	117,217

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	18,808	△38,067
減価償却費	8,825	4,082
減損損失	36	176
貸倒引当金の増減(△)	△1,085	17,773
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△2	—
賞与引当金の増減額(△は減少)	1	117
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△672	36
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	82	△42
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	180	138
偶発損失引当金の増減(△)	364	659
資金運用収益	△78,728	△82,498
資金調達費用	19,705	22,650
有価証券関係損益(△)	△3,675	3,175
為替差損益(△は益)	0	△3
固定資産処分損益(△は益)	△140	△0
貸出金の純増(△)減	△301,544	△25,181
預金の純増減(△)	139,281	85,455
譲渡性預金の純増減(△)	182,020	△71,870
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△38,054	57,709
有利息預け金の純増(△)減	△29	△12,181
コールローン等の純増(△)減	△146	△4,369
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	43,734	—
コールマネー等の純増減(△)	△7,314	20,019
外国為替(資産)の純増(△)減	726	2,036
外国為替(負債)の純増減(△)	△540	△54
資金運用による収入	79,537	81,934
資金調達による支出	△15,304	△20,232
その他	△5,084	1,692
小計	40,982	43,158
法人税等の支払額	△13,837	△8,907
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,145	34,251

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△640,795	△316,349
有価証券の売却による収入	353,942	170,797
有価証券の償還による収入	318,895	158,167
有形固定資産の取得による支出	△11,183	△10,005
有形固定資産の売却による収入	514	536
無形固定資産の取得による支出	△1,449	△1,092
その他	87	97
投資活動によるキャッシュ・フロー	20,012	2,151
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	—	19,914
劣後特約付社債の発行による収入	9,909	—
劣後特約付社債の償還による支出	—	△5,000
少数株主からの払込みによる収入	—	14,940
配当金の支払額	△2,393	△2,392
少数株主への配当金の支払額	△442	△432
自己株式の取得による支出	△198	△5
自己株式の処分による収入	26	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,901	27,028
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	3
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	54,058	63,435
現金及び現金同等物の期首残高	75,493	129,551
現金及び現金同等物の期末残高	※1 129,551	※1 192,987

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
1 連結の範囲に関する事項	連結子会社 6社 連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 非連結子会社はありません。	(1) 連結子会社 7社 連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。 なお、KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limitedは、新規設立により当連結会計年度より連結子会社としております。 (2) 非連結子会社 該当ありません。
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 (2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。 (3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。 (4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の決算日は次のとおりであります。 3月末日 6社	(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 1月24日 1社 3月末日 6社 (2) 1月24日を決算日とする連結子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。
4 開示対象特別目的会社に関する事項	——	(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要 該当ありません。 (2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等 該当ありません。
5 会計処理基準に関する事項	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は連結決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 動産 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による連結貸借対照表等及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる連結貸借対照表等及びセグメント情報に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(3) 減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 7年～50年 その他 2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>
	<p>(4) 繰延資産の処理方法 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>(4) 繰延資産の処理方法 株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、27,295百万円であります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、65,168百万円であります。</p>
	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(8) 役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当連結会計年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。この変更により、当連結会計年度発生額5百万円はその他の経常費用へ、過年度分相当額174百万円はその他の特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円及び税金等調整前当期純利益は180百万円減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>	<p>(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準</p> <p>睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づき将来の支払見込額を計上しております。	(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左
	(12) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) ———
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 連結子会社の一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスク・ヘッジ 同左 (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同左

	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p>	<p>(14) 消費税等の会計処理</p> <p>当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主に税抜方式によっております。</p> <p>ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税金等調整前当期純損失は243百万円減少しております。</p> <p>上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。</p>
	(15) ———	(15) 連結納税制度
		<p>当行及び一部の連結子会社は、当連結会計年度から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。</p>
6 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
7 のれん及び負ののれんの償却に関する事項	該当ありません。	同左
8 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び無利息預け金であります。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>(連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針) 企業集団内の会社に投資(子会社株式等)を売却した場合の税効果会計について、「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第6号平成19年3月29日)の第30-2項を当連結会計年度から適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>(貸手側) 当該取引については、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産として計上しております。また、ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に資金運用収益に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、経常収益は6,067百万円、経常費用は6,146百万円減少し、経常損失、税金等調整前当期純損失は79百万円減少しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、期首に前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の額で契約したのものとして、「その他資産」中のリース投資資産に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「その他資産」中のリース債権及びリース投資資産は12,428百万円増加し、「有形固定資産」及び「無形固定資産」が併せて同額減少しております。</p> <p>(借手側) 該当ありません。</p>

【追加情報】

<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>当行は、当連結会計年度中に連結納税の承認申請を行い、平成20年3月に承認されましたので、当連結会計年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理をしております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>(株式会社びわこ銀行との合併に関する基本合意について) 当行は、平成21年3月13日付で、平成22年1月に開催予定の臨時株主総会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、株式会社びわこ銀行と平成22年3月1日を目途に合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は13,205百万円、延滞債権額は41,162百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,712百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,763百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は70,844百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,511百万円であります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は59,297百万円、延滞債権額は85,465百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,363百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,430百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は151,557百万円あります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,313百万円あります。</p>

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)																																
<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">66,379百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,794百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産)</td> <td style="text-align: right;">9,231百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">0百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">3,332百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">20,318百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券54,228百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は12百万円、保証金は2,000百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、315,313百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが309,871百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p style="margin-left: 2em;">再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p style="margin-left: 2em;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="margin-left: 4em;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p style="margin-left: 4em;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 665百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	66,379百万円	貸出金	3,794百万円	その他資産(延払資産)	9,231百万円	預け金	0百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,332百万円	借入金	20,318百万円	<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td style="width: 60%;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">244,836百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">3,368百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(リース債権及びリース投資資産)</td> <td style="text-align: right;">10,785百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産)</td> <td style="text-align: right;">7,728百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">3,252百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">78,227百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券59,364百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は1,890百万円であります。</p> <p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、348,913百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが342,097百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p style="margin-left: 2em;">再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p style="margin-left: 2em;">同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p style="margin-left: 4em;">土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p style="margin-left: 4em;">同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 692百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	244,836百万円	貸出金	3,368百万円	その他資産(リース債権及びリース投資資産)	10,785百万円	その他資産(延払資産)	7,728百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,252百万円	借入金	78,227百万円
担保に供している資産																																	
有価証券	66,379百万円																																
貸出金	3,794百万円																																
その他資産(延払資産)	9,231百万円																																
預け金	0百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
預金	3,332百万円																																
借入金	20,318百万円																																
担保に供している資産																																	
有価証券	244,836百万円																																
貸出金	3,368百万円																																
その他資産(リース債権及びリース投資資産)	10,785百万円																																
その他資産(延払資産)	7,728百万円																																
担保資産に対応する債務																																	
預金	3,252百万円																																
借入金	78,227百万円																																

前連結会計年度 (平成20年3月31日)		当連結会計年度 (平成21年3月31日)	
※9	有形固定資産の減価償却累計額 34,526百万円	※9	有形固定資産の減価償却累計額 23,501百万円
※10	有形固定資産の圧縮記帳額 1,179百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)	※10	有形固定資産の圧縮記帳額 951百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※11	借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。	※11	借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金18,000百万円が含まれております。
※12	社債は、劣後特約付社債であります。	※12	社債は、劣後特約付社債であります。
※13	有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は720百万円であります。	※13	有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は820百万円であります。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益1,248百万円、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額370百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、貸出債権売却に伴う損失1,184百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金614百万円及び偶発損失引当金繰入額364百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、過年度分相当額の睡眠預金払戻損失引当金繰入額であります。</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計36百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗1か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> </table> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産1物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> </table> <p>地域</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産4物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">27百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗1か店	種類	建物	減損損失	2百万円	地域	大阪府下	用途	遊休資産1物件	種類	建物	減損損失	7百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産4物件	種類	土地建物	減損損失	27百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額2,536百万円及び株式等売却益674百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、株式等償却3,064百万円、貸出債権売却に伴う損失1,342百万円、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,275百万円、投資事業組合出資金に対する持分損失963百万円、偶発損失引当金繰入額659百万円を含んでおります。</p> <p>※3 —</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>また、連結子会社は、各社を1単位としてグルーピングを行っております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価格を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計176百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗2か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">162百万円</td> </tr> </table> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産1物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">3百万円</td> </tr> </table> <p>地域</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産3物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">9百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗2か店	種類	建物他	減損損失	162百万円	地域	大阪府下	用途	遊休資産1物件	種類	土地建物	減損損失	3百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産3物件	種類	土地	減損損失	9百万円
地域	大阪府下																																																
用途	営業用店舗1か店																																																
種類	建物																																																
減損損失	2百万円																																																
地域	大阪府下																																																
用途	遊休資産1物件																																																
種類	建物																																																
減損損失	7百万円																																																
地域	大阪府外																																																
用途	遊休資産4物件																																																
種類	土地建物																																																
減損損失	27百万円																																																
地域	大阪府下																																																
用途	営業用店舗2か店																																																
種類	建物他																																																
減損損失	162百万円																																																
地域	大阪府下																																																
用途	遊休資産1物件																																																
種類	土地建物																																																
減損損失	3百万円																																																
地域	大阪府外																																																
用途	遊休資産3物件																																																
種類	土地																																																
減損損失	9百万円																																																

(連結株主資本等変動計算書関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	479,348	—	—	479,348	
合計	479,348	—	—	479,348	
自己株式					
普通株式	319	537	141	715	(注) 1、2
合計	319	537	141	715	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加537千株は、取締役会決議による取得による増加500千株、単元未満株式の買取りによる増加37千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少141千株は、ストック・オプションの権利行使による減少140千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			43		
合計			—			43		

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,395	5	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,393	利益剰余金	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

II 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	479,348	155,038	—	634,386	(注) 1
合計	479,348	155,038	—	634,386	
自己株式					
普通株式	715	30	22	722	(注) 2、3
合計	715	30	22	722	

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加155,038千株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、単元未満株式の売渡しによる減少15千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要	
			前連結会計 年度末	当連結会計年度				当連結会計 年度末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		66			
合計			—		66			

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,393	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,900	利益剰余金	3	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 133,246百万円 定期預け金 △393百万円 通知預け金 △3,000百万円 普通預け金 △301百万円 現金及び現金同等物 <u>129,551百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 平成21年3月31日現在 現金預け金勘定 208,862百万円 定期預け金 △310百万円 普通預け金 △365百万円 その他預け金 △15,200百万円 現金及び現金同等物 <u>192,987百万円</u>

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																
1	<p>1 ファイナンス・リース取引 〔貸手側〕</p> <p>(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額 及び見積残存価額部分の金額及び見積残高価額部 分の金額並びに受取利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース料債権部分の金額</td> <td style="text-align: right;">13,019百万円</td> </tr> <tr> <td>見積残存価額部分の金額</td> <td style="text-align: right;">887百万円</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td style="text-align: right;">△1,859百万円</td> </tr> <tr> <td>期末リース投資資産</td> <td style="text-align: right;">12,047百万円</td> </tr> </table> <p>(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料 債権部分の金額の残存期間別明細</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">リース債権に 係るリース料 債権部分 (百万円)</th> <th style="text-align: center;">リース投資資 産に係るリー ス料債権部分 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">5,433</td> </tr> <tr> <td>1年超2年以内</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">3,324</td> </tr> <tr> <td>2年超3年以内</td> <td style="text-align: center;">49</td> <td style="text-align: center;">2,192</td> </tr> <tr> <td>3年超4年以内</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">1,255</td> </tr> <tr> <td>4年超5年以内</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">619</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">194</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">179</td> <td style="text-align: center;">13,019</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始 する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナ ンス・リース取引につきましては、貸手側は平成 19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正 な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「その他資 産」中のリース投資資産の期首の価額として計上 しております。また、当該リース投資資産に関し ては、会計基準適用後の残存期間における利息相 当額の各期への配分方法は、定額法によっており ます。このため、当該所有権移転外ファイナ ンス・リース取引について通常の売買処理に係る方 法に準じて会計処理を行った場合に比べ、税金等 調整前当期純損失は107百万円多く計上されてい ます。</p>	リース料債権部分の金額	13,019百万円	見積残存価額部分の金額	887百万円	受取利息相当額	△1,859百万円	期末リース投資資産	12,047百万円		リース債権に 係るリース料 債権部分 (百万円)	リース投資資 産に係るリー ス料債権部分 (百万円)	1年以内	53	5,433	1年超2年以内	53	3,324	2年超3年以内	49	2,192	3年超4年以内	16	1,255	4年超5年以内	4	619	5年超	2	194	計	179	13,019
リース料債権部分の金額	13,019百万円																																
見積残存価額部分の金額	887百万円																																
受取利息相当額	△1,859百万円																																
期末リース投資資産	12,047百万円																																
	リース債権に 係るリース料 債権部分 (百万円)	リース投資資 産に係るリー ス料債権部分 (百万円)																															
1年以内	53	5,433																															
1年超2年以内	53	3,324																															
2年超3年以内	49	2,192																															
3年超4年以内	16	1,255																															
4年超5年以内	4	619																															
5年超	2	194																															
計	179	13,019																															

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																								
<p>2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">358百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">358百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">116百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">116百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">動産</td><td style="text-align: right;">241百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">241百万円</td></tr> </table> <p>なお、取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産等の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年内</td><td style="text-align: right;">55百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">1年超</td><td style="text-align: right;">185百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">合計</td><td style="text-align: right;">241百万円</td></tr> </table> <p>なお、未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産等の年度末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> ・リース資産減損勘定の年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;"></td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> </table> ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">支払リース料</td><td style="text-align: right;">49百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">リース資産減損勘定の取崩額</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減価償却費相当額</td><td style="text-align: right;">49百万円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">減損損失</td><td style="text-align: right;">一百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> 	動産	358百万円	その他	一百万円	合計	358百万円	動産	116百万円	その他	一百万円	合計	116百万円	動産	一百万円	その他	一百万円	合計	一百万円	動産	241百万円	その他	一百万円	合計	241百万円	1年内	55百万円	1年超	185百万円	合計	241百万円		一百万円	支払リース料	49百万円	リース資産減損勘定の取崩額	一百万円	減価償却費相当額	49百万円	減損損失	一百万円	2
動産	358百万円																																								
その他	一百万円																																								
合計	358百万円																																								
動産	116百万円																																								
その他	一百万円																																								
合計	116百万円																																								
動産	一百万円																																								
その他	一百万円																																								
合計	一百万円																																								
動産	241百万円																																								
その他	一百万円																																								
合計	241百万円																																								
1年内	55百万円																																								
1年超	185百万円																																								
合計	241百万円																																								
	一百万円																																								
支払リース料	49百万円																																								
リース資産減損勘定の取崩額	一百万円																																								
減価償却費相当額	49百万円																																								
減損損失	一百万円																																								

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>〔貸手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び年度末残高 取得価額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 32,340百万円 その他 1,479百万円 合計 33,819百万円 減価償却累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 20,636百万円 その他 762百万円 合計 21,398百万円 減損損失累計額 <ul style="list-style-type: none"> 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 年度末残高 <ul style="list-style-type: none"> 動産 11,704百万円 その他 716百万円 合計 12,421百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 4,897百万円 1年超 7,901百万円 合計 12,799百万円 <p>なお、未経過リース料のうち、11,315百万円を借入金等の担保に供しております。</p> ・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料 6,236百万円 減価償却費 5,345百万円 受取利息相当額 703百万円 ・利息相当額の算定方法 <p>利息相当額の各年度への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>3 オペレーティング・リース取引</p>	<p>3 オペレーティング・リース取引</p> <p>〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 19百万円 1年超 464百万円 合計 483百万円 <p>〔貸手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 49百万円 1年超 71百万円 合計 121百万円
<p>〔借手側〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 58百万円 1年超 564百万円 合計 623百万円 	

(有価証券関係)

I 前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	11,217	11,336	118	1,175	1,057
債券	335,907	337,258	1,350	1,952	601
国債	230,189	231,034	844	1,235	390
地方債	1,835	1,850	15	19	3
社債	103,882	104,372	490	697	207
その他	40,256	36,668	△3,587	1,337	4,924
合計	387,381	385,263	△2,118	4,465	6,583

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は1,727百万円(うち株式1,275百万円、その他452百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結決算日前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結決算日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	353,942	6,706	1,179

6 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	708
非上場債券	720
投資事業組合出資金	2,597

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	164,817	154,590	14,318	4,251
国債	146,710	77,955	2,116	4,251
地方債	176	1,240	433	—
社債	17,929	75,393	11,769	—
その他	144	17,940	5,262	—
合計	164,961	172,530	19,581	4,251

II 当連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

売買目的有価証券はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

満期保有目的の債券はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	9,997	7,228	△2,768	142	2,911
債券	328,566	326,510	△2,056	1,860	3,916
国債	262,426	264,102	1,676	1,793	117
地方債	1,008	1,009	0	3	2
社債	65,132	61,399	△3,732	63	3,795
その他	33,792	26,871	△6,920	0	6,921
合計	372,356	360,611	△11,745	2,003	13,748

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格等の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当連結会計年度における減損処理額は、3,054百万円(うち株式1,188百万円、その他1,865百万円)であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については当連結会計年度末前1カ月平均に基づいた市場価格等にて算定された額、それ以外については当連結会計年度末日の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性や信用リスク等を勘案し、減損処理することとしております。

(追加情報)

(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間連結会計期間から、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却した満期保有目的の債券はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	170,797	2,894	2,780

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	750
非上場債券	820
投資事業組合出資金	1,689

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	70,814	200,225	56,290	—
国債	30,378	180,410	53,313	—
地方債	210	798	—	—
社債	40,224	19,017	2,976	—
その他	1,356	15,307	2,586	—
合計	72,171	215,533	58,876	—

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

満期保有目的の金銭の信託はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

II 当連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

運用目的の金銭の信託はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)

満期保有目的の金銭の信託はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)

その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△2,118
その他有価証券	△2,118
(+)繰延税金資産	865
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△1,252
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,252

II 当連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△11,745
その他有価証券	△11,745
(+)繰延税金資産	4,785
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	△6,959
(△)少数株主持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△6,959

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引は、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引であります。

(2) 利用目的及び取組方針

当行が取扱っているデリバティブ取引は、預貸金業務に付随して発生する市場リスクをコントロールするための金利スワップ取引、お客さまの依頼により行う金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・為替予約取引、お客さまとの取引における金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引・金利オプション取引、及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引・為替予約取引、また、保有債券の価格変動リスクを回避するための債券先物取引であり、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	預金・貸出金等
為替予約	外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジの有効性の評価

(金利スワップ)

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(為替予約)

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約(為替スワップ取引等)をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、市場変動から損失を被る可能性のあるリスクですが、当行が利用しているデリバティブ取引はヘッジを目的としているため、オン・バランスの資産・負債との間でリスクを打ち消す効果を出しています。

信用リスクとは、取引先の契約不履行によって発生するものですが、対金融機関取引においては、大手行等を相手方とすることで、また、対顧客取引においては、与信審査の上、デリバティブの仕組み、リスクの所在を理解している先に絞ることで、それぞれ信用リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、自己責任原則の下、経営体力に対し適正なレベルにリスクをコントロールした上で、業務の発展・収益力の強化を図ること、及び厳格なリスク管理により業務の健全性・適切性を確保することを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

デリバティブ取引に係るリスク管理につきましては、売買の約定を行う部門(フロントオフィス部門)と資金・証券等の受渡しを行う部門(バックオフィス部門)を完全分離するとともに、市場リスクの一元的把握及び管理を行う部門(ミドルオフィス部門)を設置して、強固な相互牽制体制を確立しています。経営陣へのリスク管理情報の報告体制は、毎月開催されるALM委員会(経営会議役員、関連部部長で構成)へ報告を行うとともに、リスク管理規定に従い行内の電子メールにより日次でも行っております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額又は想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	125,512	89,232	630	630
	受取固定・支払変動	82,613	46,333	1,239	1,239
	受取変動・支払固定	42,899	42,899	△609	△609
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	3,056	3,056	—	—
	売建	1,528	1,528	△3	△3
	買建	1,528	1,528	3	3
	合計	—	—	630	630

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	5,081	5,081	14	14
	為替予約	3,127	—	43	43
	売建	1,734	—	141	141
	買建	1,392	—	△97	△97
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	58	58

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

II 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が取扱っているデリバティブ取引は、金利関連ではスワップ取引・オプション取引、通貨関連では為替予約取引・通貨スワップ取引、債券関連では債券先物取引であります。

(2) 利用目的及び取組方針

当行が取扱っているデリバティブ取引は、預貸金業務に付随して発生する市場リスクをコントロールするための金利スワップ取引、お客さまの依頼により行う金利スワップ取引・金利オプション取引・通貨スワップ取引・為替予約取引、お客さまとの取引における金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引・金利オプション取引、及び為替変動リスクを回避するための通貨スワップ取引・為替予約取引、また、保有債券の価格変動リスクを回避するための債券先物取引であり、短期的な売買差益の獲得を目的とした取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例の要件を満たすものについては金利スワップの特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	預金・貸出金等
為替予約	外貨建金銭債権債務等

③ ヘッジの有効性の評価

(金利スワップ)

相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

また、個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(為替予約)

外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替予約(為替スワップ取引等)をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係るリスクにつきましては、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、市場変動から損失を被る可能性のあるリスクですが、当行が利用しているデリバティブ取引はヘッジを目的としているため、オン・バランスの資産・負債との間でリスクを打ち消す効果を出しています。

信用リスクとは、取引先の契約不履行によって発生するものですが、対金融機関取引においては、大手行等を相手方とすることで、また、対顧客取引においては、与信審査の上、デリバティブの仕組み、リスクの所在を理解している先に絞ることで、それぞれ信用リスクの軽減を図っております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、自己責任原則の下、経営体力に対し適正なレベルにリスクをコントロールした上で、業務の発展・収益力の強化を図ること、及び厳格なリスク管理により業務の健全性・適切性を確保することを経営の最重要課題の一つと位置づけております。

デリバティブ取引に係るリスク管理につきましては、売買の約定を行う部門(フロントオフィス部門)と資金・証券等の受渡しを行う部門(バックオフィス部門)を完全分離するとともに、市場リスクの一元的把握及び管理を行う部門(ミドルオフィス部門)を設置して、強固な相互牽制体制を確立しています。経営陣へのリスク管理情報の報告体制は、毎月開催されるALM委員会(経営会議役員、関連部部長で構成)へ報告を行うとともに、リスク管理規定に従い行内の電子メールにより日次でも行っております。

(5) その他

「取引の時価等に関する事項」における契約額又は想定元本額は、この金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを表すものではありません。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	143,780	139,816	1,123	1,123
	受取固定・支払変動	72,981	70,349	2,371	2,371
	受取変動・支払固定	70,799	69,466	△1,247	△1,247
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	2,290	2,154	—	—
	売建	1,145	1,077	△1	△1
	買建	1,145	1,077	1	1
	合計		—	—	1,123

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	12,734	12,734	58	58
	為替予約	2,222	—	△19	△19
	売建	1,791	—	△29	△29
	買建	430	—	9	9
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	38	38

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づき、ヘッジ会計を適用している為替スワップ取引等は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当行及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
退職給付債務 (A) (百万円)	△10,886	△11,190
年金資産 (B) (百万円)	5,881	5,499
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B) (百万円)	△5,004	△5,691
未認識数理計算上の差異 (D) (百万円)	1,303	2,476
未認識過去勤務債務 (E) (百万円)	—	—
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E) (百万円)	△3,700	△3,215
前払年金費用 (G) (百万円)	—	521
退職給付引当金 (F) - (G) (百万円)	△3,700	△3,736

(注) 1 一部の連結子会社は、退職一時金制度における退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
2 退職給付債務には、臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
勤務費用 (百万円)	537	550
利息費用 (百万円)	148	152
期待運用収益 (百万円)	△273	△241
過去勤務債務の費用処理額 (百万円)	—	—
数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	119	242
臨時に支払った割増退職金 (百万円)	96	72
退職給付費用 (百万円)	629	777

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職一時金制度の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率 (%)	1.4	同左
(2) 期待運用収益率 (%)	4.5	4.1
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	—	—
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている。)	同左

(ストック・オプション等関係)

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 29百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 45	当行の役職員 44	当行の役職員 65	当行の役職員 174
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日	8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日	8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日	8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を 兼務しない執行 14 役員 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役を 兼務しない執行 14 役員 当行の使用人 48
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 112,000
付与日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません
対象勤務期間	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	174,000	174,000	256,000	363,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	52,000	16,000	26,000	33,000
失効	—	—	—	—
未行使残	122,000	158,000	230,000	330,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	464,000	162,000	115,000	—
付与	—	—	—	174,000
失効	—	—	—	—
権利確定	464,000	—	—	—
未確定残	—	162,000	115,000	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
権利確定	464,000	—	—	—
権利行使	13,000	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	—	—	—

	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	112,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	112,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	415	358	360	380
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	335	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138	96

	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	461
行使時平均株価(円)	—
付与日における 公正な評価単価(円)	96

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成19年 ストック・オプション
株価変動性 (注)1	36.91%
予想残存期間 (注)2	5年
予想配当 (注)3	5円/株
無リスク利子率(注)4	1.39%

- (注) 1 5年間(平成14年6月から平成19年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。
- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
- 3 平成19年3月期の配当実績によります。
- 4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

II 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 22百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 45	当行の役職員 44	当行の役職員 65	当行の役職員 174
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成15年6月29日 至 平成23年6月28日	8年間 自 平成16年6月28日 至 平成24年6月27日	8年間 自 平成17年6月28日 至 平成25年6月27日	8年間 自 平成18年6月30日 至 平成26年6月29日

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の役職員 183	当行の取締役 9	当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 46	当行の取締役 10
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成19年6月30日 至 平成27年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成20年6月30日 至 平成28年6月29日	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当行の取締役を 兼務しない執行 役員 14 当行の使用人 48	当行の取締役 9 当行の取締役を 兼務しない執行 役員 16 当行の使用人 45
株式の種類別ストック・オプションの数(株)	普通株式 112,000	普通株式 289,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日
権利確定条件	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	8年間 自 平成21年6月29日 至 平成29年6月28日	8年間 自 平成22年6月28日 至 平成30年6月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	122,000	158,000	230,000	330,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	—	2,000	1,000
失効	6,000	—	—	—
未行使残	112,000	158,000	228,000	329,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	162,000	115,000	174,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	162,000	115,000	—
未確定残	—	—	—	174,000
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	451,000	—	—	—
権利確定	—	162,000	115,000	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	451,000	162,000	115,000	—

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	112,000	—
付与	—	289,000
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	112,000	289,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	平成13年 ストック・オプション	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	317	—	313	313
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138	96

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	461	302
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	96	37

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成20年 ストック・オプション
株価変動性 (注)1	39.99%
予想残存期間 (注)2	5年
予想配当 (注)3	5円/株
無リスク利子率(注)4	1.13%

(注) 1 5年間(平成15年6月から平成20年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3 平成20年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">16,215百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,508百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却否認</td><td style="text-align: right;">931百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">641百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">322百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,068百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">22,687百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△4,935百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">17,751百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td style="text-align: right;">△254百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△254百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">17,497百万円</td></tr> </table> <p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.4%</td></tr> <tr><td>住民税均等割等</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>受取配当金等の益金不算入額</td><td style="text-align: right;">△0.4%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の減少</td><td style="text-align: right;">△12.1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△0.4%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">28.5%</td></tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	16,215百万円	退職給付引当金	1,508百万円	有価証券償却否認	931百万円	賞与引当金	641百万円	減価償却費	322百万円	その他	3,068百万円	繰延税金資産小計	22,687百万円	評価性引当額	△4,935百万円	繰延税金資産合計	17,751百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△254百万円	繰延税金負債合計	△254百万円	繰延税金資産の純額	17,497百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	住民税均等割等	0.3%	受取配当金等の益金不算入額	△0.4%	評価性引当額の減少	△12.1%	その他	△0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5%	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr> <tr><td>貸倒引当金</td><td style="text-align: right;">34,780百万円</td></tr> <tr><td>その他有価証券評価差額</td><td style="text-align: right;">4,785百万円</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">1,308百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却</td><td style="text-align: right;">1,152百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">681百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,519百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">46,227百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△7,104百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">39,123百万円</td></tr> <tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr> <tr><td>繰延ヘッジ損益</td><td style="text-align: right;">△503百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right;">△503百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">38,620百万円</td></tr> </table> <p>2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">当連結会計年度は税金等調整前当期純損失となったため、記載しておりません。</p>	繰延税金資産		貸倒引当金	34,780百万円	その他有価証券評価差額	4,785百万円	退職給付引当金	1,308百万円	有価証券償却	1,152百万円	賞与引当金	681百万円	その他	3,519百万円	繰延税金資産小計	46,227百万円	評価性引当額	△7,104百万円	繰延税金資産合計	39,123百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△503百万円	繰延税金負債合計	△503百万円	繰延税金資産の純額	38,620百万円
繰延税金資産																																																																									
貸倒引当金	16,215百万円																																																																								
退職給付引当金	1,508百万円																																																																								
有価証券償却否認	931百万円																																																																								
賞与引当金	641百万円																																																																								
減価償却費	322百万円																																																																								
その他	3,068百万円																																																																								
繰延税金資産小計	22,687百万円																																																																								
評価性引当額	△4,935百万円																																																																								
繰延税金資産合計	17,751百万円																																																																								
繰延税金負債																																																																									
繰延ヘッジ損益	△254百万円																																																																								
繰延税金負債合計	△254百万円																																																																								
繰延税金資産の純額	17,497百万円																																																																								
法定実効税率	40.7%																																																																								
(調整)																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																																								
住民税均等割等	0.3%																																																																								
受取配当金等の益金不算入額	△0.4%																																																																								
評価性引当額の減少	△12.1%																																																																								
その他	△0.4%																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5%																																																																								
繰延税金資産																																																																									
貸倒引当金	34,780百万円																																																																								
その他有価証券評価差額	4,785百万円																																																																								
退職給付引当金	1,308百万円																																																																								
有価証券償却	1,152百万円																																																																								
賞与引当金	681百万円																																																																								
その他	3,519百万円																																																																								
繰延税金資産小計	46,227百万円																																																																								
評価性引当額	△7,104百万円																																																																								
繰延税金資産合計	39,123百万円																																																																								
繰延税金負債																																																																									
繰延ヘッジ損益	△503百万円																																																																								
繰延税金負債合計	△503百万円																																																																								
繰延税金資産の純額	38,620百万円																																																																								

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	99,117	12,931	570	112,619	—	112,619
(2) セグメント間の内部 経常収益	366	1,021	1,281	2,668	(2,668)	—
計	99,483	13,952	1,852	115,288	(2,668)	112,619
経常費用	81,769	13,232	1,216	96,218	(2,465)	93,752
経常利益	17,713	720	636	19,070	(203)	18,866
II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出						
資産	3,333,298	31,107	15,804	3,380,210	(23,815)	3,356,395
減価償却費	2,687	6,121	7	8,815	—	8,815
減損損失	36	—	—	36	—	36
資本的支出	6,940	5,770	6	12,717	—	12,717

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準」に記載のとおり、当連結会計年度より負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

この変更に伴い、従来の方法に比較して、当連結会計年度の経常費用は銀行業で5百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	98,154	10,083	558	108,796	—	108,796
(2) セグメント間の内部 経常収益	238	311	790	1,341	(1,341)	—
計	98,393	10,395	1,348	110,137	(1,341)	108,796
経常費用	136,924	10,163	848	147,937	(1,241)	146,695
経常利益(△は経常損失)	△38,531	231	500	△37,799	(99)	△37,898
II 資産、減価償却費、 減損損失及び資本的支出						
資産	3,420,982	29,386	30,857	3,481,226	(39,981)	3,441,245
減価償却費	3,955	89	27	4,071	—	4,071
減損損失	176	—	—	176	—	176
資本的支出	10,715	357	39	11,112	—	11,112

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
- (2) リース業……………リース業
- (3) その他事業……………クレジットカード業、金融業

3 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(又は経常損失)を記載しております。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5 会計処理基準に関する事項 (14) 消費税等の会計処理」に記載のとおり、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから、期間損益の適正化を図るため、当連結会計年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比較し、経常費用は銀行業が242百万円、その他事業が0百万円減少し、銀行業の経常損失は242百万円減少し、その他事業の経常利益は0百万円増加しております。

5 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (リース取引に関する会計基準)」に記載のとおり、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合に比較し、リース業の経常収益が6,067百万円、経常費用は6,146百万円減少し、経常利益が79百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

I 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合 (%)		
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都千代田区	664,986	銀行業	被所有	48.25 (5.94)	
		関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員の兼任等	事業上の関係	営業取引	4,287	預け金	20,060
		—	銀行業務			借入金	18,000

(注) 「議決権等の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 一般の取引先と同様に決定しております。
- 2 借入金以外の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- 3 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有又は被所有割合 (%)		
親会社の子会社	SMB C信用保証 株式会社	東京都港区	187,720	銀行業	—		
		関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		役員の兼任等	事業上の関係	営業取引	50,000	預金	50,000
		—	銀行業務				

(注) 「議決権等の所有又は被所有割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 1 一般の取引先と同様に決定しております。
- 2 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

II 当連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結子会社と関連当事者との取引、親会社の役員との取引、子会社の重要な役員との取引等を開示対象に追加しております。ただし、当連結会計年度については該当ありません。

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社	株式会社 三井住友銀行	東京都 千代田区	664,986	銀行業務	被所有	56.59 (0.16)
		関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	39,941	預金	100,140
					借入金	18,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 一般の取引先と同様に決定しております。
- (2) 借入金以外の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
- (3) 営業取引の取引金額は、預金平均残高であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	
親会社の子会社	SMB C信用保証 株式会社	東京都港区	187,720	銀行業務	—	
		関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
		銀行業務	営業取引	50,136	譲渡性預金	50,000

(注) 「議決権等の所有(被所有)割合」欄の()内は、間接所有又は被所有の割合(内書き)であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 一般の取引先と同様に決定しております。
- (2) 営業取引の取引金額は、預金及び譲渡性預金の平均残高であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京、大阪、名古屋証券取引所に上場）

株式会社三井住友銀行（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、関連会社はありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	212.58	140.52
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	27.25	△52.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	27.22	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 平成20年3月31日	当連結会計年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	114,903	117,217
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	13,155	28,170
(うち新株予約権)	43	66
(うち少数株主持分)	13,111	28,104
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	101,748	89,046
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	478,632	633,663

- 2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	13,055	△24,963
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	13,055	△24,963
普通株式の期中平均株式数	千株	479,003	479,056
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	570	—
うちストック・オプション	千株	570	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		<p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p> <p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p>	<p>平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 329千株</p> <p>平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 451千株</p> <p>平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株</p> <p>平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株</p> <p>平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 62千株 普通株式 53千株</p>

- 3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当連結会計年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	<p>(債権の取立不能のおそれについて) 当行の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けました。 当行の同社に対する債権額は9,123百万円(貸出金9,121百万円、未収利息1百万円)で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行います。</p>

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	株式会社関西銀行 第1回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付・少人数限定)	平成15年 8月8日	6,000	6,000	3.55	なし	平成30年 8月8日
	株式会社関西銀行 第2回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付・少人数限定)	平成15年 11月6日	5,000	—	—	—	—
	株式会社関西アーバン銀行 第1回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成17年 3月24日	10,000	10,000	1.45	なし	平成27年 3月24日
	株式会社関西アーバン銀行 第2回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成18年 3月29日	6,000	6,000	1.83	なし	平成28年 3月29日
	株式会社関西アーバン銀行 第3回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成18年 3月29日	7,000	7,000	2.75	なし	定めず
	株式会社関西アーバン銀行 第4回期限前償還条項付 無担保社債 (劣後特約付・少人数限定)	平成18年 6月14日	5,000	5,000	1.98	なし	平成28年 6月14日
	株式会社関西アーバン銀行 第4回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成18年 9月26日	5,000	5,000	1.80	なし	平成28年 9月26日
	株式会社関西アーバン銀行 第5回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成18年 9月26日	5,000	5,000	2.65	なし	定めず
	株式会社関西アーバン銀行 第6回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成19年 2月20日	7,000	7,000	1.86	なし	平成29年 2月20日
	株式会社関西アーバン銀行 第7回期限前償還条項付 無担保社債(劣後特約付)	平成20年 3月13日	5,000	5,000	2.01	なし	平成30年 3月13日
	株式会社関西アーバン銀行 第8回無担保永久社債 (劣後特約付)	平成20年 3月13日	5,000	5,000	2.83	なし	定めず
合計	—	—	66,000	61,000	—	—	—

(注) 1 「利率」は、期末日現在に適用されている「利率」であります。

2 連結決算日後5年内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	41,318	99,027	1.11	—
再割引手形	—	—	—	—
借入金	41,318	99,027	1.11	平成21年4月～ 定めず
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	—	—	—	—

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
2 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金 (百万円)	65,540	12,560	1,465	1,394	67

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第2四半期 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	第3四半期 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	第4四半期 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
経常収益(百万円)	28,010	27,610	25,439	27,736
税金等調整前 四半期純利益金額 (△は税金等調整前 四半期純損失金額) (百万円)	519	1,805	1,665	△ 42,058
四半期純利益金額 (△は四半期純損失 金額)(百万円)	402	1,819	464	△ 27,650
1株当たり 四半期純利益金額 (△は1株当たり 四半期純損失金額) (円)	0.84	3.80	0.97	△ 57.56

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

②その他

該当ありません。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	132,768	208,485
現金	23,571	15,789
預け金	※7 109,197	192,696
コールローン	1,031	5,401
有価証券	※7 406,185	※7 380,967
国債	231,034	264,102
地方債	1,850	1,009
社債	※14 105,092	※14 62,219
株式	※1 28,540	※1 24,474
その他の証券	39,666	29,161
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 2,741,942	※2, ※3, ※4, ※5, ※8 2,765,702
割引手形	※6 10,386	※6 4,700
手形貸付	218,732	146,640
証書貸付	2,433,583	2,545,094
当座貸越	79,239	69,267
外国為替	4,620	2,583
外国他店預け	873	1,285
買入外国為替	※6 1,124	※6 613
取立外国為替	2,623	685
その他資産	10,045	12,151
未決済為替貸	1	2
前払費用	0	0
未収収益	3,225	3,178
先物取引差入証拠金	12	—
金融派生商品	2,708	3,907
その他の資産	※7 4,097	※7 5,062
有形固定資産	※10, ※11 30,767	※10, ※11 35,323
建物	10,182	13,209
土地	※9 16,330	※9 18,069
リース資産		1,044
建設仮勘定	1,036	9
その他の有形固定資産	3,218	2,990
無形固定資産	3,026	2,799
ソフトウェア	2,765	2,623
リース資産		8
その他の無形固定資産	261	167
繰延税金資産	15,518	36,187
支払承諾見返	13,562	10,551
貸倒引当金	△18,016	△35,262
資産の部合計	3,341,452	3,424,892

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
預金	※7 2,755,831	※7 2,835,699
当座預金	45,982	36,333
普通預金	541,036	508,316
貯蓄預金	11,835	11,197
通知預金	6,069	1,905
定期預金	2,137,170	2,264,083
その他の預金	13,737	13,863
譲渡性預金	339,170	267,300
コールマネー	158	20,178
借入金	30,900	※7 106,100
借入金	※12 30,900	※12 106,100
外国為替	70	16
売渡外国為替	69	6
未払外国為替	1	10
社債	※13 66,000	※13 61,000
その他負債	26,218	26,158
未払法人税等	4,581	446
未払費用	15,912	19,126
前受収益	4,056	3,420
従業員預り金	0	0
金融派生商品	994	1,496
リース債務		1,053
その他の負債	673	614
賞与引当金	1,512	1,620
退職給付引当金	3,698	3,717
役員退職慰労引当金	472	424
睡眠預金払戻損失引当金	180	318
偶発損失引当金	364	1,024
再評価に係る繰延税金負債	※9 618	※9 618
支払承諾	13,562	10,551
負債の部合計	3,238,756	3,334,727

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
資本金	37,040	47,039
資本剰余金	8,546	18,546
資本準備金	8,546	18,546
利益剰余金	57,381	30,169
利益準備金	※15 1,599	※15 2,078
その他利益剰余金	55,782	28,090
別途積立金	41,400	50,400
繰越利益剰余金	14,382	△22,309
自己株式	△292	△288
株主資本合計	102,675	95,466
その他有価証券評価差額金	△1,252	△6,959
繰延ヘッジ損益	370	733
土地再評価差額金	※9 858	※9 857
評価・換算差額等合計	△23	△5,368
新株予約権	43	66
純資産の部合計	102,695	90,164
負債及び純資産の部合計	3,341,452	3,424,892

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常収益	97,357	96,261
資金運用収益	78,150	80,847
貸出金利息	70,805	75,171
有価証券利息配当金	5,696	4,692
コールローン利息	474	282
債券貸借取引受入利息	28	—
買入手形利息	1	5
預け金利息	4	21
金利スワップ受入利息	715	510
その他の受入利息	424	163
役務取引等収益	11,275	8,668
受入為替手数料	1,688	1,449
その他の役務収益	9,586	7,219
その他業務収益	6,311	3,311
外国為替売買益	177	177
商品有価証券売買益	0	0
国債等債券売却益	5,517	2,329
金融派生商品収益	575	691
その他の業務収益	40	112
その他経常収益	1,620	3,434
株式等売却益	1,149	674
その他の経常収益	※1 470	※1 2,759
経常費用	78,954	134,487
資金調達費用	19,846	22,837
預金利息	15,018	17,006
譲渡性預金利息	1,792	2,553
コールマネー利息	117	129
債券貸借取引支払利息	2	5
借用金利息	988	1,111
社債利息	1,296	1,471
金利スワップ支払利息	623	498
その他の支払利息	8	61
役務取引等費用	6,172	7,305
支払為替手数料	340	320
その他の役務費用	5,831	6,984
その他業務費用	3,038	3,130
国債等債券売却損	2,585	3,130
国債等債券償却	452	—
営業経費	33,538	34,727
その他経常費用	16,359	66,485
貸倒引当金繰入額	12,517	58,602
貸出金償却	303	36
株式等売却損	38	55
株式等償却	1,414	3,064
その他の経常費用	※2 2,085	※2 4,726

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
経常利益又は経常損失 (△)	18,402	△38,225
特別利益	285	139
固定資産処分益	283	138
償却債権取立益	1	1
特別損失	354	338
固定資産処分損	143	162
減損損失	※4 36	※4 176
その他の特別損失	※3 174	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	18,333	△38,424
法人税、住民税及び事業税	9,503	3,390
法人税等調整額	△3,244	△16,999
法人税等合計		△13,608
当期純利益又は当期純損失 (△)	12,074	△24,815

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	37,040	37,040
当期変動額		
新株の発行	—	9,999
当期変動額合計	—	9,999
当期末残高	37,040	47,039
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,546	8,546
当期変動額		
新株の発行	—	9,999
当期変動額合計	—	9,999
当期末残高	8,546	18,546
資本剰余金合計		
前期末残高	8,546	8,546
当期変動額		
新株の発行	—	9,999
当期変動額合計	—	9,999
当期末残高	8,546	18,546
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,120	1,599
当期変動額		
剰余金の配当	479	478
当期変動額合計	479	478
当期末残高	1,599	2,078
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	32,900	41,400
当期変動額		
別途積立金の積立	8,500	9,000
当期変動額合計	8,500	9,000
当期末残高	41,400	50,400
繰越利益剰余金		
前期末残高	13,727	14,382
当期変動額		
剰余金の配当	△2,874	△2,871
別途積立金の積立	△8,500	△9,000
当期純利益又は当期純損失(△)	12,074	△24,815
自己株式の処分	△45	△5
土地再評価差額金の取崩	—	1
当期変動額合計	654	△36,691
当期末残高	14,382	△22,309

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	47,748	57,381
当期変動額		
剰余金の配当	△2,395	△2,393
別途積立金の積立	—	—
当期純利益又は当期純損失(△)	12,074	△24,815
自己株式の処分	△45	△5
土地再評価差額金の取崩	—	1
当期変動額合計	9,633	△27,212
当期末残高	57,381	30,169
自己株式		
前期末残高	△165	△292
当期変動額		
自己株式の取得	△198	△5
自己株式の処分	71	9
当期変動額合計	△127	4
当期末残高	△292	△288
株主資本合計		
前期末残高	93,169	102,675
当期変動額		
新株の発行	—	19,999
剰余金の配当	△2,395	△2,393
当期純利益又は当期純損失(△)	12,074	△24,815
自己株式の取得	△198	△5
自己株式の処分	26	4
土地再評価差額金の取崩	—	1
当期変動額合計	9,506	△7,208
当期末残高	102,675	95,466

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	4,846	△1,252
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,099	△5,707
当期変動額合計	△6,099	△5,707
当期末残高	△1,252	△6,959
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△306	370
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	676	363
当期変動額合計	676	363
当期末残高	370	733
土地再評価差額金		
前期末残高	858	858
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	△1
当期変動額合計	—	△1
当期末残高	858	857
評価・換算差額等合計		
前期末残高	5,398	△23
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,422	△5,344
当期変動額合計	△5,422	△5,344
当期末残高	△23	△5,368
新株予約権		
前期末残高	14	43
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	22
当期変動額合計	29	22
当期末残高	43	66
純資産合計		
前期末残高	98,582	102,695
当期変動額		
新株の発行	—	19,999
剰余金の配当	△2,395	△2,393
当期純利益又は当期純損失（△）	12,074	△24,815
自己株式の取得	△198	△5
自己株式の処分	26	4
土地再評価差額金の取崩	—	1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5,392	△5,322
当期変動額合計	4,113	△12,530
当期末残高	102,695	90,164

【重要な会計方針】

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、株式は決算日前1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	同左
2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 動産 2年～20年</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 7年～50年 その他 2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p>

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
	——	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4 繰延資産の処理方法	社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。	株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
5 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,718百万円であります。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は59,773百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 同左</p>
	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金に支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p>
	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しては、払戻時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度から過去の払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。この変更により、当事業年度発生額5百万円はその他の経常費用へ、過年度分相当額174百万円はその他の特別損失に計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益は5百万円及び税引前当期純利益は180百万円減少しております。</p>	<p>(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻により発生する損失に備えるため、過去の預金払戻実績に基づく将来の払戻請求見込額を計上しております。</p>
	<p>(6) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、保証協会保証付貸出金について、将来発生する負担金の支払いに備えるため、過去の代位弁済等の実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>	<p>(6) 偶発損失引当金 同左</p>

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	——
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 同左</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ 同左</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>有形固定資産等に係る控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用としておりましたが、近年店舗改装等による設備投資が増加していることから期間損益の適正化を図るため、当事業年度より法人税法の規定による5年間で均等償却することに変更しております。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常損失及び税引前当期純損失は226百万円減少しております。</p>
10 連結納税制度の適用	———	当事業年度から、当行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料残高又は未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は1,044百万円、「無形固定資産」中のリース資産は8百万円、「その他負債」中のリース債務は1,053百万円増加しております。また、損益に与える影響は軽微であります。</p>

【追加情報】

<p>前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>
<p>当行は、当事業年度中に連結納税の承認申請を行い、平成20年3月に承認されましたので、当事業年度より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理をしております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、中間会計期間から、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が221百万円増加、「繰延税金資産」が90百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が131百万円増加しております。</p> <p>なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。</p> <p>(株式会社びわこ銀行との合併に関する基本合意について)</p> <p>当行は、平成21年3月13日付で、平成22年1月に開催予定の臨時株主総会による決議及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、株式会社びわこ銀行と平成22年3月1日を目途に合併することについて「合併に関する基本合意書」を締結いたしました。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 16,895百万円</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 17,095百万円</p>
<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は13,009百万円、延滞債権額は39,759百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は58,800百万円、延滞債権額は82,799百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>
<p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,542百万円であります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,190百万円であります。</p>
<p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,585百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,321百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,896百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は147,111百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,511百万円であります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,313百万円であります。</p>

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>66,379百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,332百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券54,228百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は1,966百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、300,761百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが295,319百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 665百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	66,379百万円	預け金	0百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,332百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">担保に供している資産</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>244,836百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td>3,252百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>60,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保として、有価証券59,364百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち保証金は1,879百万円であります。</p> <p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、337,006百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが330,190百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 692百万円</p>	担保に供している資産		有価証券	244,836百万円	担保資産に対応する債務		預金	3,252百万円	借入金	60,000百万円
担保に供している資産																					
有価証券	66,379百万円																				
預け金	0百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	3,332百万円																				
担保に供している資産																					
有価証券	244,836百万円																				
担保資産に対応する債務																					
預金	3,252百万円																				
借入金	60,000百万円																				

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※10 有形固定資産の減価償却累計額 9,766百万円	※10 有形固定資産の減価償却累計額 12,300百万円
※11 有形固定資産の圧縮記帳額 1,179百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)	※11 有形固定資産の圧縮記帳額 951百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※12 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金ではありません。	※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,100百万円が含まれております。
※13 社債は、劣後特約付社債であります。	※13 社債は、劣後特約付社債であります。
※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は720百万円であります。	※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は820百万円であります。
<p>※15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、479百万円であります。</p>	<p>※15 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。</p> <p>剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。</p> <p>当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、478百万円であります。</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																
<p>※1 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額370百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、保証協会保証付貸出金に対する負担金614百万円、偶発損失引当金繰入額364百万円及び貸出債権売却に伴う損失239百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別損失」は、過年度分相当額の睡眠預金払戻損失引当金繰入額であります。</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計36百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗 1 か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">2 百万円</td> </tr> </table> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 1 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">7 百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 4 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">27 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗 1 か店	種類	建物	減損損失	2 百万円	地域	大阪府下	用途	遊休資産 1 物件	種類	建物	減損損失	7 百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 4 物件	種類	土地建物	減損損失	27 百万円	<p>※1 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等に係る収益計上額2,536百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他の経常費用」には、保証協会保証付貸出金に対する負担金1,275百万円、貸出債権売却に伴う損失1,254百万円、投資事業組合出資金に対する持分損失963百万円、偶発損失引当金繰入額659百万円を含んでおります。</p> <p>※3 —</p> <p>※4 当行は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから営業店単位を、遊休資産及び店舗の統廃合により廃止が決定している資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、システム等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。</p> <p>このうち、以下の店舗の統廃合により廃止が決定している稼働資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額の合計176百万円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>(稼働資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">営業用店舗 2 か店</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">建物他</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">162 百万円</td> </tr> </table> <p>(遊休資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府下</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 1 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地建物</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">3 百万円</td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">地域</td> <td style="text-align: right;">大阪府外</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td style="text-align: right;">遊休資産 3 物件</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td style="text-align: right;">土地</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">9 百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価基準等に基づいた評価額から処分費用見込額を控除して算出しております。</p>	地域	大阪府下	用途	営業用店舗 2 か店	種類	建物他	減損損失	162 百万円	地域	大阪府下	用途	遊休資産 1 物件	種類	土地建物	減損損失	3 百万円	地域	大阪府外	用途	遊休資産 3 物件	種類	土地	減損損失	9 百万円
地域	大阪府下																																																
用途	営業用店舗 1 か店																																																
種類	建物																																																
減損損失	2 百万円																																																
地域	大阪府下																																																
用途	遊休資産 1 物件																																																
種類	建物																																																
減損損失	7 百万円																																																
地域	大阪府外																																																
用途	遊休資産 4 物件																																																
種類	土地建物																																																
減損損失	27 百万円																																																
地域	大阪府下																																																
用途	営業用店舗 2 か店																																																
種類	建物他																																																
減損損失	162 百万円																																																
地域	大阪府下																																																
用途	遊休資産 1 物件																																																
種類	土地建物																																																
減損損失	3 百万円																																																
地域	大阪府外																																																
用途	遊休資産 3 物件																																																
種類	土地																																																
減損損失	9 百万円																																																

(株主資本等変動計算書関係)

I 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	319	537	141	715	(注) 1、2
合計	319	537	141	715	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加537千株は、取締役会決議による取得による増加500千株、単元未満株式の買取りによる増加37千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少141千株は、ストック・オプションの権利行使による減少140千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

II 当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	715	30	22	722	(注) 1、2
合計	715	30	22	722	

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加30千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、単元未満株式の売渡しによる減少15千株、ストック・オプションの権利行使による減少7千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1	1 ファイナンス・リース取引 (1)所有権移転外ファイナンス・リース取引 ①リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、事務機器であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 ②リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
2 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引〔借手側〕 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 5,452百万円 その他 363百万円 合計 5,815百万円 減価償却累計額相当額 動産 3,854百万円 その他 302百万円 合計 4,156百万円 減損損失累計額相当額 動産 一百万円 その他 一百万円 合計 一百万円 期末残高相当額 動産 1,597百万円 その他 61百万円 合計 1,659百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 797百万円 1年超 926百万円 合計 1,723百万円 ・リース資産減損勘定の期末残高 一百万円 ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 932百万円 リース資産減損勘定の取崩額 一百万円 減価償却費相当額 736百万円 支払利息相当額 131百万円 減損損失 一百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	2
3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕 ・未経過リース料 1年内 50百万円 1年超 555百万円 合計 606百万円	3 オペレーティング・リース取引〔借手側〕 ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 19百万円 1年超 464百万円 合計 483百万円

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前事業年度(平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

II 当事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">13,239百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,504百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券償却否認</td> <td style="text-align: right;">931百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">615百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">322百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">2,822百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,435百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△3,662百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">15,772百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△254百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△254百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">15,518百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	13,239百万円	退職給付引当金	1,504百万円	有価証券償却否認	931百万円	賞与引当金	615百万円	減価償却費	322百万円	その他	2,822百万円	繰延税金資産小計	19,435百万円	評価性引当額	△3,662百万円	繰延税金資産合計	15,772百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△254百万円	繰延税金負債合計	△254百万円	繰延税金資産の純額	15,518百万円	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">31,276百万円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額</td> <td style="text-align: right;">4,785百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">1,311百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券償却</td> <td style="text-align: right;">1,121百万円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">659百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">3,269百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42,423百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△5,732百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">36,691百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>繰延ヘッジ損益</td> <td style="text-align: right;">△503百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△503百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">36,187百万円</td> </tr> </table>	繰延税金資産		貸倒引当金	31,276百万円	その他有価証券評価差額	4,785百万円	退職給付引当金	1,311百万円	有価証券償却	1,121百万円	賞与引当金	659百万円	その他	3,269百万円	繰延税金資産小計	42,423百万円	評価性引当額	△5,732百万円	繰延税金資産合計	36,691百万円	繰延税金負債		繰延ヘッジ損益	△503百万円	繰延税金負債合計	△503百万円	繰延税金資産の純額	36,187百万円
繰延税金資産																																																									
貸倒引当金	13,239百万円																																																								
退職給付引当金	1,504百万円																																																								
有価証券償却否認	931百万円																																																								
賞与引当金	615百万円																																																								
減価償却費	322百万円																																																								
その他	2,822百万円																																																								
繰延税金資産小計	19,435百万円																																																								
評価性引当額	△3,662百万円																																																								
繰延税金資産合計	15,772百万円																																																								
繰延税金負債																																																									
繰延ヘッジ損益	△254百万円																																																								
繰延税金負債合計	△254百万円																																																								
繰延税金資産の純額	15,518百万円																																																								
繰延税金資産																																																									
貸倒引当金	31,276百万円																																																								
その他有価証券評価差額	4,785百万円																																																								
退職給付引当金	1,311百万円																																																								
有価証券償却	1,121百万円																																																								
賞与引当金	659百万円																																																								
その他	3,269百万円																																																								
繰延税金資産小計	42,423百万円																																																								
評価性引当額	△5,732百万円																																																								
繰延税金資産合計	36,691百万円																																																								
繰延税金負債																																																									
繰延ヘッジ損益	△503百万円																																																								
繰延税金負債合計	△503百万円																																																								
繰延税金資産の純額	36,187百万円																																																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.3%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等の益金不算入額</td> <td style="text-align: right;">△0.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の減少</td> <td style="text-align: right;">△6.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.1%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">34.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%	住民税均等割等	0.3%	受取配当金等の益金不算入額	△0.4%	評価性引当額の減少	△6.8%	その他	△0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1%	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失となったため、記載しておりません。</p>																																										
法定実効税率 (調整)	40.7%																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%																																																								
住民税均等割等	0.3%																																																								
受取配当金等の益金不算入額	△0.4%																																																								
評価性引当額の減少	△6.8%																																																								
その他	△0.1%																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.1%																																																								

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	214.46	142.18
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失 金額)	円	25.20	△51.80
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	25.17	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 平成20年3月31日	当事業年度末 平成21年3月31日
純資産の部の合計額(百万円)	102,695	90,164
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	43	66
(うち新株予約権)	43	66
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	102,652	90,098
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	478,632	633,663

- 2 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)			
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	12,074	△24,815
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る当期純利益 (△は普通株式に係る当期純損失)	百万円	12,074	△24,815
普通株式の期中平均株式数	千株	479,003	479,056
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	570	—
うちストック・オプション	千株	570	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			平成16年6月29日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 329千株
			平成17年6月29日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 451千株
		平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株	平成18年6月29日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 162千株 普通株式 115千株
		平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株	平成19年6月28日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 112千株
			平成20年6月27日 定時株主総会決議 ストック・ オプション (新株予約権) 普通株式 174千株 普通株式 62千株 普通株式 53千株

- 3 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当事業年度は純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—	(債権の取立不能のおそれについて) 当行の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けました。 当行の同社に対する債権額は9,123百万円(貸出金9,121百万円、未収利息1百万円)で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行います。

④ 【附属明細表】

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	16,189	4,781	192 (68)	20,778	7,568	1,376	13,209
土地	16,330	1,738	—	18,069	—	—	18,069
リース資産	—	1,878	83	1,794	750	750	1,044
建設仮勘定	1,036	82	1,109	9	—	—	9
その他の 有形固定資産	6,977	720	725 (13)	6,972	3,981	629	2,990
有形固定資産計	40,533	9,201	2,110 (82)	47,624	12,300	2,757	35,323
無形固定資産							
ソフトウェア	8,126	1,008	—	9,134	6,510	1,149	2,623
リース資産	—	28	—	28	20	20	8
その他の 無形固定資産	325	—	93 (93)	232	64	0	167
無形固定資産計	8,451	1,037	93 (93)	9,395	6,595	1,170	2,799

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分		前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒 引当金	一般貸倒引当金	11,604	27,015	—	11,604	27,015
	個別貸倒引当金	6,412	47,517	41,357	4,325	8,247
	うち非居住者 向け債権分	—	—	—	—	—
	特定海外債権引 当勘定	—	—	—	—	—
賞与引当金		1,512	1,620	1,512	—	1,620
役員退職慰労引当金		472	132	180	—	424
睡眠預金払戻損失引当金		180	318	180	—	318
偶発損失引当金		364	1,024	—	364	1,024
計		20,545	77,628	43,229	16,294	38,649

(注) 当期減少額(その他)欄記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金……………洗替による取崩額
 個別貸倒引当金……………洗替等による取崩額
 睡眠預金払戻損失引当金……………洗替による取崩額
 偶発損失引当金……………洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	4,581	237	4,371	—	446
未払法人税等	3,665	134	3,455	—	343
未払事業税	916	102	916	—	102

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成21年3月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金170,798百万円、他の銀行への預け金21,897百万円であります。
その他の証券	証券投資信託12,106百万円、外国債券及び外国株式13,759百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息2,010百万円、有価証券利息962百万円その他であります。
その他の資産	保証金1,879百万円、出資金995百万円、前払年金費用495百万円、未収還付税金463百万円、仮払金(債券利息立替金等)336百万円その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金7,451百万円、外貨預金6,095百万円、納税準備預金291百万円その他であります。
未払費用	預金利息15,946百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息2,592百万円その他であります。
その他の負債	預金利子諸税等預り金377百万円、仮受金107百万円(貸出金返済資金等)その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで										
定時株主総会	6月中										
基準日	3月31日										
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日										
1単元の株式数	1,000株										
単元未満株式の買取り											
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社 証券代行部										
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社										
取次所	——										
買取手数料	以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これに買取りまたは買増しに係る単元未満株式の1単元の株式の数に対する割合を乗じた額とする。1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 (算式) 1単元当たりの買取りまたは買増し金額のうち <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>100万円以下の金額につき</td> <td>1.150%</td> </tr> <tr> <td>100万円を超え500万円以下の金額につき</td> <td>0.900%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1,000万円以下の金額につき</td> <td>0.700%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき</td> <td>0.575%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき</td> <td>0.375%</td> </tr> </table> ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。	100万円以下の金額につき	1.150%	100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%	500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%	1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%	3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%
100万円以下の金額につき	1.150%										
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%										
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%										
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%										
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%										
公告掲載方法	大阪市において発行する産業経済新聞										
株主に対する特典	該当事項はありません。										

(注) 1 当行の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利

2 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議により定款の一部変更が行われ、当会社の公告方法はつぎのとおりとなりました。

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、大阪市において発行する産業経済新聞に掲載する方法により行う。

なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。

<http://www.kansaiurban.co.jp>

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-------------------------|--|-----------------------------|--|--------------------------|
| (1) 臨時報告書 | | | | 平成20年4月24日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | | | |
| (2) 訂正発行登録書 | | | | 平成20年4月24日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書 | | | | 平成20年4月25日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。 | | | |
| (4) 訂正発行登録書 | | | | 平成20年4月25日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書 | | | | 平成20年5月20日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号及び同第19条第2項第18号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書であります。 | | | |
| (6) 訂正発行登録書 | | | | 平成20年5月20日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 有価証券報告書の訂正報告書 | | | | 平成20年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| | 平成19年6月29日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書であります。 | | | |
| (8) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第145期) | 自 平成19年4月1日
至 平成20年3月31日 | | 平成20年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (9) 訂正発行登録書 | | | | 平成20年6月30日
関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書 | | | | 平成20年7月22日
関東財務局長に提出。 |
| | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書であります。 | | | |
| (11) 訂正発行登録書 | | | | 平成20年7月22日
関東財務局長に提出。 |

- (12) 四半期報告書 (第146期第1四半期) 自 平成20年4月1日 平成20年8月6日
至 平成20年6月30日 関東財務局長に提出。
- (13) 訂正発行登録書 平成20年8月6日
関東財務局長に提出。
- (14) 確認書 平成20年8月6日
関東財務局長に提出。
- (15) 臨時報告書 平成20年8月14日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (16) 訂正発行登録書 平成20年8月14日
関東財務局長に提出。
- (17) 臨時報告書 平成20年8月27日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (18) 訂正発行登録書 平成20年8月27日
関東財務局長に提出。
- (19) 臨時報告書 平成20年11月4日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (20) 訂正発行登録書 平成20年11月4日
関東財務局長に提出。
- (21) 臨時報告書 平成20年11月4日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (22) 訂正発行登録書 平成20年11月4日
関東財務局長に提出。
- (23) 四半期報告書 (第146期第2四半期) 自 平成20年7月1日 平成20年11月14日
至 平成20年9月30日 関東財務局長に提出。
- (24) 訂正発行登録書 平成20年11月14日
関東財務局長に提出。
- (25) 確認書 平成20年11月14日
関東財務局長に提出。
- (26) 臨時報告書 平成20年12月1日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。

- (27) 訂正発行登録書 平成20年12月1日
関東財務局長に提出。
- (28) 発行登録書及びその添付書類 平成20年12月26日
関東財務局長に提出。
- (29) 臨時報告書 平成21年1月13日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (30) 訂正発行登録書 平成21年1月13日
関東財務局長に提出。
- (31) 四半期報告書 (第146期第3四半期) 自 平成20年10月1日 平成21年1月29日
至 平成20年12月31日 関東財務局長に提出。
- (32) 訂正発行登録書 平成21年1月29日
関東財務局長に提出。
- (33) 確認書 平成21年1月29日
関東財務局長に提出。
- (34) 臨時報告書 平成21年2月6日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (35) 訂正発行登録書 平成21年2月6日
関東財務局長に提出。
- (36) 四半期報告書の訂正報告書 平成21年2月12日
関東財務局長に提出。
平成21年1月29日提出の上記(31)の四半期報告書に係る訂正報告書であります。
- (37) 訂正発行登録書 平成21年2月12日
関東財務局長に提出。
- (38) 確認書 平成21年2月12日
関東財務局長に提出。
- (39) 臨時報告書 平成21年3月11日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書で
あります。
- (40) 訂正発行登録書 平成21年3月11日
関東財務局長に提出。
- (41) 臨時報告書 平成21年3月13日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3(吸収合併)に基づく臨時報告書でありま
す。
- (42) 訂正発行登録書 平成21年3月13日
関東財務局長に提出。

- (43) 有価証券届出書及びその添付書類(第三者割当による株式発行) 平成21年3月13日
関東財務局長に提出。
- (44) 有価証券届出書の訂正届出書 平成21年3月26日
関東財務局長に提出。
平成21年3月13日提出の上記(43)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (45) 臨時報告書 平成21年3月30日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (46) 訂正発行登録書 平成21年3月30日
関東財務局長に提出。
- (47) 有価証券届出書の訂正届出書 平成21年3月30日
関東財務局長に提出。
平成21年3月13日提出の上記(43)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (48) 臨時報告書 平成21年5月15日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。
- (49) 訂正発行登録書 平成21年5月15日
関東財務局長に提出。
- (50) 臨時報告書 平成21年6月2日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(取立不能又は取立遅延)に基づく臨時報告書であります。
- (51) 訂正発行登録書 平成21年6月2日
関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 前連結会計年度の連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けた。会社の同社に対する債権額は9,123百万円（貸出金9,121百万円、未収利息1百万円）で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行う予定である。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社関西アーバン銀行の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社関西アーバン銀行が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月27日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第145期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 前事業年度の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 雄 二 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 中 俊 廣 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 今 井 康 好 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社関西アーバン銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第146期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社関西アーバン銀行の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の取引先である株式会社ジョイント・コーポレーションは、平成21年5月29日付で東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、平成21年6月16日に会社更生手続開始の決定を受けた。会社の同社に対する債権額は9,123百万円（貸出金9,121百万円、未収利息1百万円）で、担保等により保全されていない部分3,359百万円は、平成21年度第1四半期決算において必要な引当処理を行う予定である。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	株式会社関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸 二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地)
	株式会社関西アーバン銀行東京支店 (東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号)
	株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
	株式会社関西アーバン銀行奈良支店 (奈良市中筋町1番地の4)
	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)
	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

頭取 北 幸二は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行及び連結子会社3社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度における経常収益（連結会社間取引消去前）の割合が2／3超を占める事業拠点である当行を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金及び有価証券に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	株式会社 関西アーバン銀行
【英訳名】	Kansai Urban Banking Corporation
【代表者の役職氏名】	頭取 北 幸二
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	大阪市中央区西心斎橋1丁目2番4号
【縦覧に供する場所】	株式会社関西アーバン銀行京都支店 (京都市下京区四条通猪熊西入立中町487番地) 株式会社関西アーバン銀行東京支店 (東京都中央区日本橋本町4丁目8番14号) 株式会社関西アーバン銀行神戸支店 (神戸市中央区御幸通7丁目1番15号) 株式会社関西アーバン銀行奈良支店 (奈良市中筋町1番地の4) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 北 幸二は、当行の第146期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。